

官報 号外

平成十年四月二十四日

○ 第百四十二回 参議院会議録第二十三号

平成十年四月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第二十三号

平成十年四月二十四日

午前十時開議

第一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 被災者生活再建支援法案(清水達雄君外提出、衆議院送付)

第四 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出)

する法律案(内閣提出)

第八 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会内閣提出、第百四十二回国会衆議院送付)

第十四 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、議員横尾和伸君逝去につき哀悼の件

以下 議事日程のとおり

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。議員横尾和伸君は、去る一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に対しましては、議長は、既に弔詞をささげました。

〔絶賛起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました議員横尾和伸君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

長されていかれたのであります。

君は、小学校一年から卒業するまでの六年間、夏休みの四十日間をずっと母親の郷里の山梨県甲府で過ごされたとのことです。この間のことについて、君は生前、「みずのわ」という雑誌に隨想を寄せ、少年時代に思いをいたし、「ザリガニの潜むせせらぎの渕、マコモに巻き付く水の流れをじっと見つめるのが、何故か好きだった。」と書き記しております。緑の田園風景に接しながら、君はそのころから水への親しみとともに、自然環境との共生の必要性を既に自覚されていたのかかもしれません。

都立北園高校を卒業された君は、東京工業大学工学部に入学され、土木工学の構造力学の勉強に励まれたのであります。しかし、ちょうどそのころ、大きな社会問題になっていたイタタイイタイ病、水俣病などの公害問題が君の人生の転機となりました。それらの報道に触れた君は、公害の撲滅と人の命を守る仕事をこそ自分の天職と決意され、公務員となる道を選択されたのであります。

昭和四十八年、國家公務員土木上級職試験に合格された君は、土木の専門家として環境問題に取り組みたいとの希望が強く、Tシャツ姿のままで環境庁を真っ先に職場訪問されたとのことです。

しかし、環境庁では土木職の直接採用の予定はなく、なかなかよい返事がもらえたなかったそうですが、君の環境問題への取り組みに対する意欲と熱意が受け入れられ、まず、厚生省に入省することになりました。そして三年後には環境庁への出向も実現され、環境問題の専門家として精力

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一十二回

議員横尾和伸君逝去につき哀悼の意
北部アイルランド連合王国政府との

外の
一日
日本

—

的かつ情熱的に仕事に取り組まれたのであります。

行政官としての君は、まるで水を得た魚のことの職場で、水道や水質保全に関する水行政や環境問題の分野を中心に取り組まれ、大活躍をされました。

水道行政の分野において君が残した業績にはさまざまなものがありますが、代表的なものとしては「ふれっしゃ水道計画」が真っ先に挙げられるでしょう。これは二十一世紀に向けた我が国の水道整備の長期目標をまとめるものでありましたが、君はこの仕事の中心的な役割を果たされました。この計画は、今でも全国の水道関係者の指針とされている立派なものであり、君のその卓越した議見は今でも新鮮な輝きを放っています。

また、福岡都市圏水不足対策の一環として、今では福岡都市圏の水道用水になくてはならないものになっている福岡導水事業を、厚生省水道環境部時代に計画され、その担当者として奔走されました。

君の仕事への取り組みは、水泳で鍛えたスポーツマンらしい激しさと情熱を有しておりますが、その一方で、優しさとソフトさを兼ね備えており、君は、多くの同僚、後輩に大変慕われております。エリートにありがちなひとりよがりの思い上がりたところは全然なく、どちらかというと少しシャイで生まじめな君は、今どき珍しい一本気な気質の持ち主でもありました。

行政官としても数々の業績を残し、将来を嘱望されていた君は、平成四年七月、十八年間の公務員生活を辞して、参議院通常選挙に福岡選舉区から

時、君の熱血あふれる選挙ポスターの一つに、若さと情熱を強調した、汗がしぶきとなつて飛び散っている写真がありました。それが若者や愛駒生を中心とした大人気となり、中には自宅にまで持ち帰る人も出るほどありました。君の主張であつた「人の生命と生活を大切にする」という、そ

の真剣なまなざしが若者に感動を与えたに違いありません。

参議院においては、君は、厚生委員会、運輸委員会、予算委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、産業・資源エネルギーに関する調査会等に所属され、専門の水・環境問題は言うに及ばず、社会保障、廃棄物対策、災害対策の充実など、常に生活者重視の観点から、人に優しい政治の実現に向け、真剣な取り組みを続けてこられました。

また、党にあっては、平成会政策審議会副会長

等の要職につかれ、政策立案等の重要な党務に御活躍されたのであります。

君の、本院における活動の功績には枚挙にいとまがありませんが、水政策の専門家として、いわゆる水道水源二法の制定に御尽力されたのを初

め、福岡都市圏の水対策に大きく貢献されたこと
を真っ先に挙げなければなりません。君は、党の
福岡都市圏水対策本部長として、福岡都市圏の安
定的な水資源対策、海水淡化化促進の提言等の活
動を積極的に行ったのです。

また、平成七年一月の阪神・淡路大震災を教訓に、安全対策の強化、実現が迫られている折には、君の委員会における真剣かつ熱心な取り組み等により、運輸省内に鉄道防災対策官というポジ

の締結について承認を求めるの件外一件

トが平成八年五月に新設され、鉄道災害の防止等の施策の充実が図られたこともありました。

葉で話しかけるものでしたが、気迫と熱気に満ちており、時には委員会室、議場を静まり返らすほどのすさまじい迫力がありました。

全力を傾けて本院に講席を得られてわずか五年十力月、政治家としての大成の志半ばにして他界された君の御心中は、察するに余りあるものがあ

しかし、その陰で君は、人一倍努力をされておりました。環境問題が地球的規模での対応を迫られた今日、君のような人材を失ったことは、御遺族の悲しみはもとよりのこと、ひとり本院のみ

会を開いて、問題解決に向けて熱心に取り組んでおられたのであります。君の、麹町議員宿舎の応接室の利用がだれよりも突出していたことが何よりの証明であります。

平成九年度予算審議では、平成会の理事として、質問はもとより、証人の出張尋問、本会議で

和伸君の御功績とお人柄をしのび、院を代表して、心から御冥福をお祈り申し上げ、哀悼の言葉

などす国家社会にとりましてお痛惜のきわどい申さなければなりません。

ここに、皆様とともに、謹んであります。この間の横尾

の反対討論にも立たれ、政治献金、政治倫理の問題等を熱心に訴えておられました。仄聞するところによれば、そのころの君は腰にコルセット

をつけ、痛みを必死に耐え、病氣と聞い続けながら議員の職務を全うされたとのことでありました。

利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件

君の、議員としての最後の公務となつたのは、昨年八月に行われた、君が事務局長を務める国連ハビタット推進議員連盟主催の、国連人間居住セ

ンター・福岡事務所開設を記念する地域会議でありました。同会議は、住環境改善を先進国、途上国双方の世界的課題として解決を図っていくもので

ありますが、この問題こそ、君がライフケークとされた環境問題の集大成の取り組みが何よりも必要なものであります。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長及川順郎君。

卷之三

官 報 (号 外)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

卷之三

○及川剛郎君　ただいま議題となりました認定一
件につきまして、外交・防衛委員会における審査
の経過と結果を御報告申上げます。

する現行協定に引き続き、原子力の平和的利用における日英協力の法的枠組みを提供するものでありまして、核物質等の平和的非爆発目的使用、核物質防護措置の実施、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告等を新たに定めることのあります。

次に、民生用の宇宙基地協定は、一九八八年に署名され、一九九二年に発効した、米国、欧州諸国、日本及びカナダの間の宇宙基地協定にかわる新たな協定であります。ロシアの参加に伴う所要の改正等を行い、新たな国際協力の枠組みを確立しようとするものであります。

委員会におきましては、日英原十九ヶ協定新規の目的とその意義、使用済み核燃料の再処理と放射性廃棄物の取り扱い、原子力技術の安全性、宇宙基地協力に我が国が参加する意義、日本実験棟の開発状況とその経費、宇宙の平和的利用の確保等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本側の立木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、それぞれ採決の結果、両件はいずれも多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(新藤一朗君)　間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

投票総数	賛成	反対	棄権
百九十九	百八十二	十七	四
（拍手）	よって、両件は承認することに決しました。		
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕			

○議長(森藤十朗君) 日程第三 被災者生活再建
支援法案(清水達雄君外六名発議)を議題といたし
ます。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別
委員長浦田勝君。

(浦田勝君登壇、拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

つきまして、災害対策特別委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、民主党、新結婚会公明、社会民主党、護憲連合、自由党、新党さきがけの六会派を代表する清水達雄君外六名の発議に係るものでありますて、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済

的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものの自立した生活の開始を支援するため、これらの者に対し、都道府県が相互扶助の観点から、拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法制定の理念、被災者生活再建支援金の支給対象等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、内閣の意見を聽取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対の意見が述べられました。

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案につきまして、阪神・淡路大震
災の被災者に対し、被災地の復興基金事業として
実施されている生活再建支援金などを含めて、本
法の生活支援金におおむね相当する程度の支援措
置が講じられるよう、国は必要な措置を講ずるこ
とを内容とする附帯決議が全会一致をもって付さ
れております。

また、本法の制定に当たり、阪神・淡路大震災
復興基金により実施されている支援措置について
は、地元県・市の主体性、独自性を生かしながら
ら、地元において被災者の実情を十分把握し、適

切な運用が検討されるよう期待する旨の委員長発

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
——これにて投票を終了いたします。

○賛成(議長十郎君)	投票の結果を報告いたしま
投票総数	百九十八
賛成	百八十一
反対	十七

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 裁判所法の一部
を改正する法律案

日程第五 司法試験法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出 素議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長武
田節子君。

(武田節子君登壇、拍手)

○武田節子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所法の一部を改正する法律案は、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間一千人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を現行の二年から一年六ヶ月に短縮することともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、司法試験法の一部を改正する法律案は、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての知識が法曹となるのに必要不可欠なものである等の観点から、司法試験第一次試験の試験科目の適正化を図るため、論文式による試験及び口述試験の試験科目について、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするとともに、法律選択科目を廃止し、さらに口述試験の試験科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目としようとするものであります。

委員会におきましては、適正な法曹人口、法律選択科目廃止の理由と多様な法曹養成との関係、修習期間短縮と法曹教育のあり方及び司法試験と大学における法学教育との関連性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して、附帯決議が付されて

おります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

反対

賛成

百九十七

○

○議長(斎藤十朗君) よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

反対

官 報 (号外)

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕
○吉村剛太郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案は、大學等における技術に関する研究成果を民間事業者に効率的に移転するため、特定の技術移転事業者に対する助成金の交付、研究成果を活用する中小企業者への中小企業投資育成株式会社による出資の特例及び技術移転事業者が支払うべき特許料の免除等の措置を講じようとするものであります。
次に、特許法等の一部を改正する法律案は、工業所有権の保護の強化等を図るため、損害賠償制度の見直しによる権利者の損害補てんの適正化、登録要件としての創作容易性水準の引き上げ等意匠の権利保護の強化、特許料の引き下げ等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、技術移転事業の実施指針の明確化、技術評価及びマーケティングに精通した人材の育成、特許権等の侵害訴訟手続のあり方、工業所有権制度の国際的調和の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より大学等技術移転促進法案に反対する旨の意見が述べられました。次いで、採決に入り、まず大学等技術移転促進法案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なほ、本法律案に対する四項目の附帯決議を行

いました。

次に、特許法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対して、二項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君)　これより採決をいたしました。

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　これより採決をいたしました。

まず、大学等における技術に関する研究成果の

民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(高橋十朗君)　投票の結果を報告いたします。

賛成

二百

反対

一百

○議長(高橋十朗君)　以上、御報告申し上げます。(拍手)

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

賛成

一百

反対

一百

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票開始〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高橋十朗君)　〔投票終了〕

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

五

官 報 (号 外)

○議長（新藤一郎君） 日程第一四　社会保険労務士法の一節を改正する法律案（内閣提出、衆議院院付）を議題といたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(彦摩十朗君) 投票の結果を報告いたします。
〔投票終了〕

○鹿熊安正君　ただいま議題となりました法律案審査につきまして、労働・社会政策委員における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

投票総数	一百
賛成	○
反対	○

本法律案は、社会保険労務士試験の安定的、効率的な実施体制の構築並びに行政事務の簡素合理化を図るため、同試験に係る事務を、合格の決定に関するものを除き、全国社会保険労務士会連合会に委託できることとともに、社会保険労務士の業務を拡充するなど、所要の措置を講じることとするものであります。

当たつての基準、試験制度の公平性、信頼性の確保、いわゆる土業の業務独占のあり方、労働保険業務の現状と課題、現下の雇用情勢に対する認識と今後の対策等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

以上、御報告申上げます。(拍手)
○議長(高橋十朗君) これより採決をいたします。

阿曾田 清君 魚住裕一郎君
阿藤 修一君 栗原 君子君
高橋 令則君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 益田 洋介君
山口 哲天君 矢田部 理君
都築 譲君 山本 保君
松 あきら君 大森 礼子君

平田 海野 但馬 鈴木 戸田 宮崎 泉 牛嶋 鈴木 義孝君
平野 義孝君 久美君 正孝君 邦司君 秀樹君 信也君
田浦 義孝君 久美君 正孝君 邦司君 秀樹君 信也君
貞夫君 直君

末広まさきこ君 星野 朋市君 武田 節子君 高野 博師君 小山 孝雄君 田村 秀昭君 坂野 重信君 前田 勇男君 鈴木 慶久君 上野 公成君 岩井 國臣君 鹿熊 安正君 大島 廣吉君 北岡 秀一君 橋本 聖子君 中原 穢君 武見 敬三君 芦尾 長司君 斎藤 伸吉君 白浜 一良君 浜四津敏子君 佐々木君 朝倉 伸太郎君 景山俊太郎君

大河原太一郎君
田沢 溝手 顯正君 智治君
坪井 一字君 一太君
山本 松村 龍二君
龜谷 博昭君
阿部 長谷川道郎君
正俊君
金田 勝年君
勝年君
谷川 秀善君
横崎 泰昌君
岡 利定君
尾辻 秀久君
成瀬 守重君
鎌田 要人君
斎藤 文夫君
岡野 格君
片山虎之助君
沓掛 哲男君
高木 正明君
村上 正邦君
佐々木 満君
井上 格君
長尾 立子君
烟 恵君
武田邦太郎君
駆 谷本 小林 渡辺 江本
孟紀君 四郎君 元君

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二二号 議長の報告事項

八

官 報 号 (外)

		國野 裕君		長谷川道郎君		経済・産業委員会	
国井 正幸君		太田 豊秋君		倉田 寛之君		理事 吉川 春子君 (吉川春子君の補欠)	
下橋葉耕吉君		岩井 國臣君		阿部 正俊君		副議長の報告事項 (原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定について承認を求めるの件)	
(国会法第41条によるもの) 書の規定によるもの		(国会法第41条によるもの) 書の規定によるもの		鉢木 和美君		同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
中原 爽君		大瀬 純子君		長尾 立子君		被災者生活再建支援法案(清水達雄君外六名発表)	
辞任		勝木 健司君		今泉 昭君		同日委員長から次の報告書が提出された。	
照屋 寛徳君		上山 和人君		上山 和人君		裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書	
文教・科学委員会		辞任		補欠		司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)審査報告書	
農林水産委員会		長谷川道郎君		岡野 裕君		宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一〇〇号)審査報告書	
辞任		上山 和人君		倉田 寛之君		特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三八七号)審査報告書	
辞任		阿部 正俊君		中原 爽君		海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇六号)審査報告書	
辞任		鈴木 静雄君		勝木 健司君		高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書	
辞任		直嶋 正行君		清水 澄子君		公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)審査報告書	
辞任		大瀬 純子君		上山 和人君		社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書	
辞任		小川 勝也君		大瀬 純子君		特定公共電気通信システム開発関連技術に関する法律案(閣法第一〇六号)審査報告書	
辞任		大瀬 純子君		上山 和人君		同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
辞任		直嶋 正行君		直嶋 直樹君		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任		佐藤 静雄君		小川 勝也君		参議院議長 斎藤 十助殿	
辞任		芦尾 長司君		木庭健太郎君		要領書	
辞任		一井 淳治君		大瀬 純子君		一、委員会の決定の理由	
辞任		村沢 牧君		上山 和人君		この協定は、昭和四十三年に締結され、平成十年十月に終了する我が国と米国との間の現行の原子力平和利用協定に引き続き、原子力の平和的利用における日英間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的使用、核物質防護措置の実施、核物	

質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告等を新たに定めるものである。この協定を締結することは、長期的に安定した英國と日本の原子力利用協力を確保し、今後の我が国の原子力の平和的利用の維持及び促進並びに核不拡散への我が国の貢献に資するものと考えられ、また、日英間の友好協力関係のさらなる発展のおむね妥当な措置と認める。

原点からも有意義であると考えられるので、お別に費用を要しない。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、

原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望し、
一千九百六十八年三月六日に署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(以下「旧協定」という。)の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協力を考慮し、

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年四月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十郎殿

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイル

ランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイル

ランド連合王国が一千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の締約国であることに留意し、日本国とグレーート・ブリテン及び北部アイルラ

ンド連合王国が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

グレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が歐州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)の加盟国であることを認識して、

アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的非爆発目的の利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

2 両締約国政府は、それぞれの管轄の下にある公私の組織の間における専門家の交換による協力を助長する。日本国の組織とグレー

ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の組織との間における取決め又は契約であつてこの協定に沿つたものの実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自國の領域への入国及び自國の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、合意によって定める条件で公開の情報を相互に提供し、及びそれぞれの管轄の下にある者の間又はいずれか一方の管轄の下にある者との間で、両締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によって定める条件で公開の情報を交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質及び設備を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれらから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提携者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらから役務の提供を受けることができる。

(e) 両締約国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレーート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。一千九百七十六年九月六日作成された不拡散条約に關連するグレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定が実施されるときは、この要件を満たしているものとする。

2 第二条 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用され
め、この協定に基づいて移転された核物質及び

第一條 第四条 前条の規定に基づく義務の履行を確保する

る。

平成十年四月二十四日 参議院会議録第二十二号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府のために 小瀬 恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために デーヴィッド・ライト

第十一條 いざれか一方の締約国政府が、この協定の効力を発生後のいざれかの時点において、第三条から第六条までの規定又は第十条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置をとるよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかつたときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によつてこの協定を停止し又は終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質であつてその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができる。ただし、その返還につき時価による支払を行う」とを条件とする。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいざれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

ウラン

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

ブルトニウム

ウラン二三三

ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

ウラン

前

4 照射済燃料

劣化ウラン、天然
ウラン、トリウム
又は低濃縮燃料
(核分裂性成分含有率)
ト未満
(注d、注e)

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(一〇〇ラド)以下であるもの

注c 第二群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注d 第一群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にこの燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(一〇〇ラド)を超える間は防護の水準を一群下げることができる。

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十二日

参議院議長 斎藤 十朗殿
外交・防衛委員長 及川 順郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百八十八年の常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利

用における協力に関するアメリカ合衆国政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定に代わる新たな協定であつて、ロシアを加えた新たな宇宙基地協力の枠組みを確立することを目的とするものである。宇宙基地は、国際法に従つて平和的目的のために、低重力、真空等の宇宙環境を利用した材料科学等の実験、長期間の天体観測等を可能とするものであり、我が国がこの協定を締結することは、宇宙基地に係る国際協力を引き続き円滑に実施することにも、我が国における宇宙科学技術の発展を促すことになると思われるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

書Bに定める水準の防護の措置が当該核物質についてとられること

5 移転され又は再移転される品目が受領国である第三国から他の国に再移転される場合に、この附属書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られる

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政

府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求める。

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月十四日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長

伊藤宗一郎

参議院議長

官 報 (号 外)

- 第三条 定義

第四条 協力機関

第五条 登録、管轄権及び管理の権限

第六条 要素及び装置の所有権

第七条 運営

第八条 詳細設計及び開発

第九条 利用

第十条 運用

第十一条 搭乗員

第十二条 輸送

第十三条 通信

第十四条 発展

第十五条 資金

第十六条 責任に関する相互放棄

第十七条 責任条約

第十八条 關稅及び出入人國

第十九条 データ及び物品の交換

第二十条 移動中のデータ及び物品の取扱い

第二十一条 知的所有権

第二十二条 刑事裁判権

第二十三条 協議

第二十四条 宇宙基地協力の検討

第二十五条 効力発生

第二十六条 特定の締約国の間において生ずる
效果

第二十七条 改正

第二十八条 脱退

附屬書 参加主体が提供する宇宙基地の要素
歐州宇宙機関の加盟国であるベルギー王

國、デンマーク國、フランス共和國、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の政府(以下「歐州諸国政府」又は「歐州參加主体」と総称する)、日本國政府(以下「日本國」ともいふ)、ロシア連邦政府(以下「ロシア」ともいふ)並びに
アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」又は「合衆国」という。)は、

ASA長官の日本国訪問において明らかにされた日本国宇宙基地計画についての関心及び第一次材料実験を通じての日本国による合衆国の宇宙計画への参加を想起し、
ESA及びカナダが、欧州による最初の有人宇宙実験室(スペースラブ)の開発及びカナダによる遠隔マニピュレーター・システムの開発を通じて合衆国宇宙輸送システムに参加してきたことを想起し、

宇宙基地の成功裡の長期間の運用を含む)にかんが
み、宇宙基地計画における協力関係へのロシアの
参加により、宇宙基地の能力が著しく向上し、こ
れがすべての参加主体の利益となることを確信
し、

千九百九十三年十一月六日にカナダ政府、欧洲
諸国政府、日本国政府及び合衆国政府が、ロシア
連邦政府に対し、宇宙基地に関する取極によつて
確立された枠組みにおいて宇宙基地の詳細設計、
開発、運用及び利用の参加主体となるよう招請し
たこと並びに千九百九十三年十一月十七日にロシ
ア連邦政府がその招請に対し積極的に回答した
ことを想起し、

国際宇宙基地の建設の準備を目的として有人宇宙飛行に係る重要な活動(ロシアと合衆国との間のミール一シャトル計画を含む。)における協力を促進するためのロシア連邦政府首相と合衆国副大統領との間の取決めを想起し、
十九百六十七年十月十日に効力を生じた月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(以下「宇宙条約」という。)を想起し、

一九百六十八年十一月三日に効力を生じた宇宙飛行士の救助及び返還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定(以下「救助協定」という。)を想起し、

一千九百七十二年九月一日に効力を生じた宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約(以下「責任条約」という。)を想起し、

千九百七十六年九月十五日に効力を生じた宇宙
空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二二号

民生用国際宇宙基地のための協力に関する力ナダ政府、歐州宇宙機関
びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求める件

(以下「登録条約」という。)を想起し、

民生用国際宇宙基地に関する共同して活動する」とにより、長期間の相互に有益な関係の確立を通じて協力が更に拡大され並びに宇宙空間の探査及び平和的利用における協力が更に促進されることを確信し、

この協定の政府間交渉に関連してNASAと CSAとの間、NASAとESAとの間、NASAと日本国政府との間及びNASAとロシア宇宙庁(RSA)との間の了解覚書(以下「了解覚書」という。)が準備されたこと並びにこれらの了解覚書によるこの協定の実施に関する詳細が規定されていることを認識し、

前記に照らして、カナダ政府、欧州諸国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及び合衆国政府の間で宇宙基地の設計、開発、運用及び利用のための枠組みを確立することが望ましいことを認識して、

第一条 目的及び範囲

1 この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体間の長期的な国際協力の枠組みを、眞の協力関係を基礎として、確立することを目的とする。この民生用国際宇宙基地は、宇宙空間の科学的、技術的及び商業的利用を促進する。この協定は、この協力関係の性格(この国際協力における参加主体の権利及び義務を含む。)及び民生用国際宇宙基地の計画について規定する。この協定は、更に、この協定の目的が実現されることを確保するための仕組み及び措置について

て定める。

2 参加主体は、全体的な運営及び調整に関する合衆国の指導的役割の下に、統合された国際宇宙基地を建設するための活動に参加する。合衆国及びロシアは、有人宇宙飛行における広範な経験を活用して、国際宇宙基地の基礎となる要素を実現する。欧州参加主体及び日本国は、宇宙基地の能力を著しく向上させる要素を実現する。カナダの貢献は、宇宙基地の不可欠な一部を成す。国際宇宙基地を形成するために参加主体が提供する要素は、この協定の附屬書に掲げる。

3 常時有人の民生用国際宇宙基地(以下「宇宙基地」という。)は、低軌道上の多目的施設であり、すべての参加主体によって提供される飛行要員及び宇宙基地専用の地上要素から成る。各参加主体は、宇宙基地の飛行要素を提供することにより、この協定、了解覚書及び実施取決めに従い、宇宙基地を利用する一定の権利を取得し、及び宇宙基地の運営に参加する。

4 宇宙基地は、発展性を有する。第十四条に定めるところに従い、発展に関する参加国の権利及び義務は、特別の規定に服する。

第二条 國際的な権利及び義務

1 宇宙基地は、国際法(宇宙条約、救助協定、責任条約及び登録条約を含む。)に従って開発し、運用し、及び利用する。

(a) 第十六条に別段の定めがある場合を除くほか、1の条約又は協定に定める参加国の権利又は義務(他の参加国に対するものであるか

参加国でない国に対するものであるかを問わない。)を修正すること。

(b) 宇宙基地と関係のない活動において宇宙空間の探査又は利用を行う場合(一の国のみが行う場合であるか他の国と協力して行う場合であるかを問わない。)の参加国の権利又は義務に影響を及ぼすこと。

(c) 宇宙空間又は宇宙空間のいずれかの部分に対する国家による取得の主張を行うための基礎を成すこと。

第三条 定義

(a) 「この協定」とは、この協定(附屬書を含む。)をいう。

(b) 「参加主体」(又は、適当な場合には、「各参考主体」とは、カナダ政府、この協定の前文に掲げる欧州諸国政府及び第十五条の規定に従ってこの協定に加入することのある欧州のその他の政府であつて、一つの参考主体として集団的に行動するもの、日本国政府、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。

(c) 「参加国」とは、第二十五条の規定に従つてこの協定が効力を生じた締約国をいう。

第四条 協力機関

1 参加主体は、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁(以下「CSA」という。)を、欧州諸国政府については欧州宇宙機関(以下「ESA」という。)を、ロシアについてはロシア宇宙庁(以下「RSA」という。)を、また、合衆国政府については航空宇宙局(以下「NASA」という。)を、宇宙基地協力の実施について責任を有する協力機関とすることに合意する。宇宙基地協力の実

施のための日本国政府の協力機関の指定は、2の NASAと日本国政府との間の了解覚書において行う。

2 協力機関は、この協定の関連規定、民生用国際宇宙基地のための協力に関するNASAと CSAとの間、NASAとESAとの間、NASAと日本国政府との間又はNASAとRSAとの間の了解覚書及び了解覚書を実施するためのNATOと他の協力機関との間の二者又は多数者間の取決め(実施取決め)に従つて、宇宙基地協力を実施する。了解覚書はこの協定に従い、また、実施取決めは了解覚書に合致するものとしつつ従う。

3 了解覚書のいずれかの規定が、当該了解覚書の当事者でない協力機関(日本国については、日本国政府)によって受け入れられた権利又は義務を規定している場合には、当該規定は、当該協力機関(日本国については、日本国政府)の書面による同意なしに改正することができない。

4 第五条 登録、管轄権及び管理の権限

1 各参考主体は、登録条約第一条の規定に従い、附属書に掲げる飛行要素であつて自己が提供するものを宇宙物体として登録する。欧州参考主体は、当該参考主体の名において、かつ、当該参考主体のために行動するESAに対し、登録の責任を委任している。

2 各参考主体は、宇宙条約第八条及び登録条約第一条の規定に従つて、1の規定により自己が登録する要素及び自国民である宇宙基地上の人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持する。当該管轄権及び管理の権限の行使は、この協

定、了解覚書及び実施取決めの関連規定(これら)の文書に定める関連の手続上の仕組みを含む。)に従う。

第六条

要素及び装置の所有権については別段の定めがある場合を除くは、カナダ、欧州参加主体、ロシア及び合衆国は、それぞれの協力機関を通じ、また、日本国については第二十五条の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に日本国が指定する機関が、附属書に掲げる要素であつて自己が提供するものを所有する。参加主体は、自己の協力機関を通じ、宇宙基地上の装置の所有権に関する所有権並びに宇宙基地又はその運用若しくは利用に対する貢献としてESAの計画の下で開発され及び資金を負担されたその他の装置についての所有権を、当該参加主体の名において、かつ、当該参加主体のために行動するESAに對し、委託する。

3 附屬書に掲げる要素又は宇宙基地上の装置の所有権の移転は、この協定、了解覚書及び実施取決めに基づく参加主体の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4 参加主体は、他の参加主体の事前の同意なしに、宇宙基地上の装置を参加主体以外の国又は当該国(管轄下)にある民間主体に所有させてはならず、また、附屬書に掲げる要素の所有権をこれらの者に移転してはならない。附屬書に掲げる要素の所有権のいかなる移転も、他の参加主体に対する事前の通報を必要とする。

5 利用者が提供する装置又は物質の所有権は、

当該装置又は物質が単に宇宙基地上にあることによつては影響を受けない。

6 要素の所有権若しくは登録又は装置の所有権は、それ自体では、宇宙基地上で活動が行われた結果生ずる物質又はデータの所有権を示すものではない。

7 要素及び装置の所有権の行使は、この協定、了解覚書及び実施取決めの関連規定(これらの文書に定める関連の手続上の仕組みを含む。)に従う。

第七条 運営

1 宇宙基地の運営は、多数者間で行うことと基礎とする。協力機関を通じて行動する参加主体は、この条に定めるところに従い、了解覚書及び実施取決めに従って設立される運営組織に参加し、及びこれらの運営組織において責任を遂行する。運営組織は、この協定及び了解覚書に定めるところに従い、宇宙基地の設計及び開発並びにその安全で効率的かつ効果的な運用及び利用に影響を与える活動を計画し、及び調整する。運営組織においては、コンセンサス方式による意思決定を目標とする。協力機関がコンセンサスに達することができない場合における運営組織内の意思決定の仕組みは、了解覚書で定める。

2 NASAを通じて行動する合衆国は、了解覚書及び実施取決めに従い、自國の利用活動を含む自國の計画を運営する責任を有する。NASAを通じて行動する合衆国は、了解覚書で定めた計画文書に定められていない場合には、その限度において、協力機関を通じて行動する参加主体は、自己の要素に関する決定を行ふことができる。

第八条 詳細設計及び開発

協力機関を通じて行動する各参加主体は、前条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素及び実施取決めに従い、この条及び了解覚書に

別段の定めがある場合を除くほか、宇宙基地専用の地上要素に關する全体的な運営及び調整を行う責任を有する。NASAを通じて行動する合衆国は、更に、了解覚書及び実施取決めに従い、全体的な運用の実施に関する全体的な計画立案及び調整を行つ責任、全体的な安全要求及び安全計画を設定する責任並びに宇宙基地全体の統合的な運用の実施に関する責任を有する。

第九条 利用

1 参加主体は、利用要素、基盤要素又はその双方を提供することにより利用要素の利用権を得る。宇宙基地の利用要素を提供する参加主体は、この1に別段の定めがある場合を除くほか、その要素の利用権を保持する。宇宙基地を運用し及び利用するための資源であつて宇宙基地の基盤要素から得られるものを提供する参加主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の一定割合を得る。宇宙基地の利用要素の利用権及び宇宙基地の基盤施設から得られる資源の参加主体間における具体的な配分は、了解覚書及び実施取決めで定める。

2 参加主体は、自己の配分のいかなる部分についても、交換又は売却を行う権利を有する。交換又は売却の条件は、取引の当事者が案件ごとに決定する。

3 各参加主体は、この協定の目的並びに了解覚書及び実施取決めに合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 参加主体以外の国又は当該国(管轄下)にある民間主体に利用要素を利用する場合に、協力機関を通じて事前の通報を行い、かつ、適時にその対して事前の通報を行い、かつ、適時にその

(b) 要素の企図されている利用が平和的目的ためのものであるかないかについては、当該要素を提供している参加主体が決定する。

もとも、この(b)の規定は、宇宙基地の基础设施から得られる資源のいずれかの参加主体による利用を妨げるために援用されではならない。

4 各参加主体は、その協力機関を通じ、宇宙基地を利用するに当たり、他の参加主体による宇宙基地の利用に重大な悪影響を及ぼすことを避けるよう、了解覚書に定める仕組みを通じて努力する。

5 各参加主体は、宇宙基地の自己の要素について、他の参加主体によるアクセス及び利用を当該他の参加主体のそれぞれの配分に応じて確保する。

6 「この条の規定の適用上、ESAの加盟国は、「参加主体以外の国」としない。」

第十一条 運用

協力機関を通じて行動する参加主体は、第七条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素を運用する責任を有する。協力機関を通じて行動する参加主体は、了解覚書及び実施取決めに従い、宇宙基地の利用者及び運用者にとって安全で効率的かつ効果的な方法で宇宙基地を運用するための手続を作成し、及び実施する。更に、協力機関を通じて行動する各参加主体は、自己が提供する要素の機能上の性能を維持する責任を有する。

第十二条 搭乗員

1 各参加主体は、衝撃な分配に基づき宇宙基地搭乗員として從事する有資格者を提供する権利

を有する。参加主体の搭乗員の選抜及びその飛行割当てに関する決定は、了解覚書及び実施取決めに定める手続に従って行う。

2 宇宙基地搭乗員についての行動規範は、すべての参加主体がそれぞれの内部手続及び了解覚書に従って作成し、及び承認する。参加主体は、宇宙基地搭乗員を提供する前に行動規範を承認しなければならない。各参加主体は、搭乗員を提供する権利の行使に当たり、当該搭乗員が行動規範を遵守することを確保する。

第十二条 輸送

1 各参加主体は、それぞれの政府及び民間部門の宇宙輸送システムが宇宙基地に適合する場合に、当該システムを利用して宇宙基地に発着する権利を有する。合衆国、ロシア、欧州参加主体及び日本国は、それぞれの協力機関を通じ、宇宙輸送システム、例えば、合衆国のスペース・シャトル、ロシアのプロトン及びソユーズ、欧州のアリアン-5又は日本国の中H-2を利用することにより、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を利用可能にする。当初は、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を提供するため、合衆国及びロシアの宇宙輸送システムが利用され、更に、他の宇宙輸送システムが利用可能となるときには、当該他の宇宙輸送システムも利用される。宇宙基地への発着並びに宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行われる。

2 実費弁償の原則又は他の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従

い、これらの輸送業務を、他の参加主体及び他の参加主体にとっての利用者に提供する。実費弁償の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、他の参加主体又は他の参加主体にとつての利用者に対し、これらの輸送業務を、当該他の参加主体とは別の参加主体又は当該別の参加主体にとっての利用者に対して同様の状況において提供する場合と同一の条件で提供する。参加主体は、他の参加主体から申込みのあった要求及び他の参加主体の飛行計画に応するよう最善の努力を払う。

3 合衆国は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、NASAを通じ、運営組織において他の参加主体の協力機関と協力して、輸送についての統合的な計画立案手続により宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を計画し、及び調整する。

4 各参加主体は、自己の宇宙輸送システムによって輸送されるデータ及び物品であつて適切な表示がされているものについての所有権的権利及び秘密を尊重する。

第十三条 通信

1 合衆国及びロシアは、それぞれの協力機関を通じて、宇宙基地の要素及び搭載物に対する指令、これらの要素及び搭載物の管制及び運用並びに宇宙基地へのその他の通信の目的のため、データ中継衛星システムによる二の主たる宇宙・地上通信網を提供する。他の参加主体は、宇宙基地に適合し、かつ、これらの二の主たる通信網の宇宙基地における利用と両立する場合に、データ中継衛星システムによる宇宙・地上通信網を提供することができる。宇宙基地にお

ける通信の提供は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行う。

2 協力機関は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従い、それぞれの通信システムについて、実費弁償の原則により、他の協力機関の宇宙基地関連の具体的な要求に応ずるよう最善の努力を払う。

第十四条 発展

1 参加主体は、宇宙基地が能力の追加を通じて発展することを意図し、また、その発展がすべての参加主体からの貢献を通じて実現される可能性を最大にするよう努力する。このため、各参加主体は、適当な場合には、能力の追加に関する自己の提案に協力する機会を他の参加主体に対して与えるよう努力する。能力が追加された宇宙基地は、引き続き民生用の基地とし、また、その運用及び利用は、国際法に従つて平和的目的のために行われる。

2

この協定は、附属書に掲げる要項のみに関する権利及び義務を定める。ただし、この条及び第十六条の規定は、いかなる能力の追加にも適用する。この協定は、いずれの参加国に対しても能力の追加に参加することを義務付けず、また、いずれの参加主体に対しても能力の追加に伴う権利を付与しない。

3 発展に関する参加主体のそれぞれの研究の調整及び能力の追加に関する具体的な提案の検討のための手続は、了解覚書で定める。

4 能力の追加についての分担に関する参加主体間の協力には、3に定める調整及び検討の後、この協定の改正又は別の取扱いを必要とする。この別の取扱いは、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合衆国をその当事者の一とし、また、運用上又は技術上の影響を受ける他の参加主体もその当事者の一とする。

5 3に定める調整及び検討の後、一の参加主体が能力の追加を行う場合には、他の参加主体に対する事前の通報を必要とし、また、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合衆国を当事者の一とし、かつ、運用上又は技術上の影響を受ける宇宙基地要素又は宇宙輸送システムを提供する

に掲げる要項に関するこの協定又は了解覚書上のいすれの参加国又は義務も修正するものではない。

第十五条 資金

1 各参加主体は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、宇宙基地全体の運用に係る合意された経費又は活動であつてシステム運用に共通のものを公平に分担することを含め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。

2 この協定に基づく各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。各参加主体は、宇宙基地協力の重要性を認識し、それぞれの予算手続に従い、資金上の義務を履行するために必要な資金について承認を得るよう最善の努力を払つことを約束する。

3 いすれかの参加主体について、宇宙基地協力におけるその責任を果たすための能力に影響を及ぼす可能性のある予算上の問題が生じた場合には、協力機関を通じて行動する当該参加主体は、他の協力機関に通報し及びこれと協議する。参加主体も、必要に応じ、相互に協議することができる。

4 参加主体は、宇宙基地の運用経費を最小限にとどめるよう努力する。特に、参加主体は、その協力機関を通じ、了解覚書に従い、システム運用に共通の経費及び活動が承認された見積りを超えないことを目的とした手続を作成する。

5 参加主体は、宇宙基地協力の実施に当たり、いすれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態により(1)に定義する保護される宇宙作業の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

1 この条の目的は、宇宙基地を通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国及び関係者による相互放棄を確立することにある。この目的を達成するため、当該相互放棄は、広く解釈するものとする。

第十六条 責任に関する相互放棄

(1) 「損害」とは、次のものをいう。
 (2) 「財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失」
 (3) 「収入又は収益の喪失」
 (4) 「他の直接的、間接的又は一次的な損害」
 (5) 「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体(若しくはその一部)であつて、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。

(6) 「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び宇宙基盤に搭載され又は宇宙基地上で使用されるすべての財産をいう。
 (7) 「保護される宇宙作業」とは、この協定、了解覚書及び実施取決めの実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、宇宙基地及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。
 (8) 「打上げ機、移動機、宇宙基地、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、統合、運用又は利用

(9) 「地上支援、試験、訓練、模擬実験、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動」
 「保護される宇宙作業」には、また、第十四条に定めるところに従い、宇宙基地の発展に係るすべての活動を含む。「保護される

(c) (3) (a) 「宇宙作業」には、搭載物を宇宙基地から回収した後に地上で行う活動であつて、この協定の実施としての宇宙基地関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行つものと含まない。

(b) 参加国は、責任に関する相互放棄に合意し、これによつて、保護される宇宙作業から生ずる損害についての請求であつて、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄する。この相互放棄は、損害を引き受けた者又は財産が保護される宇宙作業に關係していただために当該損害を受けた場合に限り適用する。この相互放棄は、次に掲げる者に対する損害賠償請求に適用し、当該請求の法的基準がいかなるものであるかを問わない。

(1) 他の参加国

(2) 他の参加国の関係者

(3) (1)又は(2)の被雇用者

(b) 更に、参加国は、自己の関係者に対する契約その他の方法によって次のことを要求するところにより、(a)に規定する責任に関する相互放棄を自己の関係者に及ぼす。

(1) (2)の(1)から(3)までに掲げる者に対するすべての請求を放棄すること。

(2) 次の段階の関係者に対し、(a)の(1)から(3)までに掲げる者に対するすべての請求を放棄するよう要求すること。

(c) この相互放棄には、損害を引き起した者又は財産が保護される宇宙作業に關係してお

(d) この条の他の規定にかかわらず、この相互放棄は、次の請求には適用しない。

(1) 参加国と当該参加国の関係者の間又は同一の参加国の関係者の間の請求

(2) 自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求

(3) 惡意によって引き起こされた損害についての請求

(4) 知的所有権に係る請求

(5) 参加国が責任に関する相互放棄を(b)の規定に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求

(e) (d)(2)の規定に関し、日本国政府が代位する請求が國家公務員災害補償法に基づかない場合には、日本国政府は、(2)に規定する援助する機関が(3)(a)の(1)から(3)までに掲げる者に対し当該請求から生ずる債務を前条2の規定に合致する方法で及び日本国の関係法令に従って補てんすることを確保することにより、当該請求を放棄する義務を履行する。この条のいかなる規定も、日本国政府が当該請求を放棄することを妨げるものではない。

(f) この条のいかなる規定も、請求又は訴えの基礎を創設するものと解してはならない。

第十七条 責任條款

第十九条 データ及び物品の交換

1 前条に別段の定めがある場合を除くほか、参
加国及びESAは、責任条約に従って引き続き
責任を負う。

1 この1に別段の定めがある場合を除くほか、協力機関を通じて行動する各参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに基づく自己の協力

3 (a) 物の生産物又は該機器物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

(d) この条の他の規定にかかるらず、この相互
放棄は、次の請求には適用しない。

(1) 参加国と当該参加国の関係者との間又は

3 請求に対する防衛について述べかねは協議する
第十二条に定める打上げ及び回収の業務の
提供に関する、関係の参加主体(及び、適当な場
合には、ESA)は、責任条約に基づいて負う
ことのある連帯責任の分担について別の取扱いを
締結することができる。

2 参加主本は、参加主本及びその協力機關が行う技術データ又は物品についての要請を迅速に処理することを約束する。この条の規定によれば、参加国に対し、自国の国内法令に反しては、技術データ及び物品を移転することを要求するものではない。

第十八条 関税及び出入國税

の者による技術データ及び物品の移転(例え
ば、将来増加が見込まれる企業間の技術データ

2 て、人及び物品の自國の領域への又は自國の領域からの移動であつて、この協定の実施のため必要なものを容易にする。

参加国は、自國の法令に違つことを条件とし

及び物品の交換)に係る許可の要請を迅速に辦理するよう最善の努力を払うものとし、また、この協定に基づく宇宙基地協力に関連して行な

て、この協定の実施のために必要な任務を遂行する目的で白国の領域に入出し又は滞在する他

れるそのような移転を獎勵し、及び容易に本
る。当該移転には、この2の規定を除くほか、
この条の規定を適用しない。当該多云とは、同

の参加国の国民及びその家族に対し入国及び滞在に関する所要の文書が発給されることを容易

3 参加主体は、この協定の下での技術データ及び内法令を適用する。

3 参加国は、この協定の実施のために必要な
事項を本ノートに記載して、開設の旨成
する。

び物品の移転がこの3に規定する制限に従う
とに合意する。技術データは、インタフェース

物品及びソフトウェアについて、自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、及び税關當局によつて徵

ス、統合及び安全に関する参加主体の責任を遂行する目的のために移転される場合には、通常、二つ3に規定する別段の対象とはならぬ。

収されるその他の税を免除することを確保する。この3の規定は、これらの物品及びソフト

い。詳細設計、製造及び加工に関するデータ及び関連のソフトウェアは、インターフェース、接

ウェアの原産国を考慮することなく実施される。

合及び安全のために必要である場合には、1の規定に従つて移転される。ただし、これらの

(a) 提供側の協力機関は、輸出管理上保護されるべき技術データ又は物品については、表示を行ふことその他の方法による特別の指定を行ふ。」のようない表示等による指定においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データ及び物品を利用するに当たっての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。

(1) 当該技術データ又は物品が、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用されること。

(2) 当該技術データ及び物品が、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者以外の者によって利用されではなく、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されなければならないこと。

(b) 提供側の協力機関は、所有権的権利上保護されるべき技術データについては、表示を行ふ。この表示においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データを利用するに当たっての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。

(c) (1) 当該技術データが、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用され、複写され又は開示されること。

(2) 当該技術データが、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者以外の者によって利用されではなく、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されなければならないこと。

この協定の下で移転されるいづれかの技術

物品の二次的な移転を受ける他の者(契約者及び下請契約者を含む。)により、表示等による指定において示されている条件に従って取り扱わされることを確保するため、すべての必要な措置をとる。参加国及び協力機関は、当該技術データ又は物品の認められていない利用、開示又は再移転を防ぐため及び当該技術データ又は物品に対する認められていないアクセスを防ぐため、合理的に判断して必要と認められるすべての措置(自己の契約及び下請契約において適当な契約条件を確保する措置を含む。)をとる。3(c)の規定の下で受領する技術データ又は物品については、受領側の参加国又は協力機関は、当該技術データ又は物品に対して提供側の参加国又は協力機関が与える保護の水準と少なくとも同等の水準の保護を与える。

5 参加主体は、受領者に対し、受領した技術データ又は物品をこの条の規定の下で課される条件に従って利用し、開示し及び再移転する権利を超えるいかなる権利もこの協定又は関連の了解覚書を通じて与えることを意図しない。

6 第二十八条の規定による脱退の取扱い別段の合意がされる場合を除くほか、参加国によるこの協定からの脱退は、当該脱退に先立つてこの協定の下で移転された技術データ及び物品の保護に関する権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

7 この条の規定の適用上、協力機関からESAへの技術データ及び物品の移転は、当該移転の時に特段の条件が付されない限り、ESA及びすべての欧州参加国並びに宇宙基地に関連してESAが指定する契約者及び下請契約者に対し

第二十一条 知的所有權

8 参加主体は、その協力機関を通じて、情報保護のための指針を作成する。

第二十条 移動中のデータ及び物品の取扱い

宇宙基地の継続的な運用及び十分な国際的利用の重要性を認識し、参加国は、自国の関係法令の範囲内で、他の参加主体並びにその協力機関及び利用者のデータ及び物品の迅速な移動を認める。この条の規定は、データ及び物品の宇宙基地への又は宇宙基地からの移動(少なくとも自国の国境と自国の領域内の打上げ地又は着陸地との間の移動及び打上げ地又は着陸地と宇宙基地との間の移動を含む。)にのみ適用する。

1 一 この協定の適用上、「知的所有権」とは、一千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条に規定する意味を有するものと了解する。

2 二 この条の規定に従うことを条件として、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。ただし、ESAが登録した要素についても、いかなる歐州参加国も、当該活動が自國の領域内で行われたものとみなすことができる。参加国又はその協力機関若しくは関係者による他の参加主体の宇宙基地の飛行要素上における活動への参加は、それ自体では、この2に規定する当該活動に対する管轄権を変更し又はこれに影響を及ぼさないことが確認される。

3 参加国は、宇宙基地の飛行要素上において自

4
（例えは、延期を強制し又は事前の許可の取得を要求することにより妨げるために、発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならない。この規定は、(a)特許出願が最初に行われた参加国が当該特許出願の秘密を管理し若しくは当該特許出願のその後の出願を制限する権利又は(b)出願がその後に行われた他の参加国が国際的な義務に基づいて出願の開示を制限する権利を害するものではない。

一以上の欧州参加国で保護されている知的所有権を有する者は、E.S.Aの登録要素上において行われた当該的所所有権に係る同一の権利に対する同一の侵害行為については、当該欧州参加国がいずれか一の国においてのみ救済を受けることができる。二以上の欧州参加国がE.S.Aの登録要素上における同一の侵害行為を自國の領域において行われたものとみなした結果当該侵害行為について知的所有権の二以上の異なる所有者による訴訟が提起された場合には、裁判所は、先に提起された訴訟における結果が出るまで、後に提起された訴訟の手続を一時的に中止することができる。二以上の訴訟が提起された場合において、いずれか一の訴訟において損害について下された判決の内容が実現されたときは、同一の侵害行為に基づく侵害に関する係争中の又は将来の訴訟によって更に損害を回復することとはできない。

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1039
1040
1041
1042
1043
1044
1045
1046
1047
1048
1049
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067
1068
1069
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101
1102
1103
1104
1105
1106
1107
1108
1109
1109
1110
1111
1112
1113
1114
1115
1116
1117
1118
1119
1119
1120
1121
1122
1123
1124
1125
1126
1127
1128
1129
1129
1130
1131
1132
1133
1134
1135
1136
1137
1138
1139
1139
1140
1141
1142
1143
1144
1145
1146
1147
1148
1149
1149
1150
1151
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167
1168
1169
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178
1179
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1200
1201
1202
1203
1204
1205
1206
1207
1208
1209
1209
1210
1211
1212
1213
1214
1215
1216
1217
1218
1219
1219
1220
1221
1222
1223
1224
1225
1226
1227
1228
1229
1229
1230
1231
1232
1233
1234
1235
1236
1237
1238
1239
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266
1267
1268
1269
1269
1270
1271
1272
1273
1274
1275
1276
1277
1278
1279
1279
1280
1281
1282
1283
1284
1285
1286
1287
1288
1289
1289
1290
1291
1292
1293
1294
1295
1296
1297
1298
1299
1300
1301
1302
1303
1304
1305
1306
1307
1308
1309
1309
1310
1311
1312
1313
1314
1315
1316
1317
1318
1319
1319
1320
1321
1322
1323
1324
1325
1326
1327
1328
1329
1329
1330
1331
1332
1333
1334
1335
1336
1337
1338
1339
1339
1340
1341
1342
1343
1344
1345
1346
1347
1348
1349
1349
1350
1351
1352
1353
1354
1355
1356
1357
1358
1359
1359
1360
1361
1362
1363
1364
1365
1366
1367
1368
1369
1369
1370
1371
1372
1373
1374
1375
1376
1377
1378
1379
1379
1380
1381
1382
1383
1384
1385
1386
1387
1388
1389
1389
1390
1391
1392
1393
1394
1395
1396
1397
1398
1399
1400
1401
1402
1403
1404
1405
1406
1407
1408
1409
1409
1410
1411
1412
1413
1414
1415
1416
1417
1418
1419
1419
1420
1421
1422
1423
1424
1425
1426
1427
1428
1429
1429
1430
1431
1432
1433
1434
1435
1436
1437
1438
1439
1439
1440
1441
1442
1443
1444
1445
1446
1447
1448
1449
1449
1450
1451
1452
1453
1454
1455
1456
1457
1458
1459
1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468
1469
1469
1470
1471
1472
1473
1474
1475
1476
1477
1478
1479
1479
1480
1481
1482
1483
1484
1485
1486
1487
1488
1489
1489
1490
1491
1492
1493
1494
1495
1496
1497
1498
1499
1500
1501
1502
1503
1504
1505
1506
1507
1508
1509
1509
1510
1511
1512
1513
1514
1515
1516
1517
1518
1519
1519
1520
1521
1522
1523
1524
1525
1526
1527
1528
1529
1529
1530
1531
1532
1533
1534
1535
1536
1537
1538
1539
1539
1540
1541
1542
1543
1544
1545
1546
1547
1548
1549
1549
1550
1551
1552
1553
1554
1555
1556
1557
1558
1559
1559
1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568
1569
1569
1570
1571
1572
1573
1574
1575
1576
1577
1578
1579
1579
1580
1581
1582
1583
1584
1585
1586
1587
1588
1589
1589
1590
1591
1592
1593
1594
1595
1596
1597
1598
1599
1600
1601
1602
1603
1604
1605
1606
1607
1608
1609
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616
1617
1618
1619
1619
1620
1621
1622
1623
1624
1625
1626
1627
1628
1629
1629
1630
1631
1632
1633
1634
1635
1636
1637
1638
1639
1639
1640
1641
1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1659
1660
1661
1662
1663
1664
1665
1666
1667
1668
1669
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675
1676
1677
1678
1679
1679
1680
1681
1682
1683
1684
1685
1686
1687
1688
1689
1689
1690
1691
1692
1693
1694
1695
1696
1697
1698
1699
1700
1701
1702
1703
1704
1705
1706
1707
1708
1709
1709
1710
1711
1712
1713
1714
1715
1716
1717
1718
1719
1719
1720
1721
1722
1723
1724
1725
1726
1727
1728
1729
1729
1730
1731
1732
1733
1734
1735
1736
1737
1738
1739
1739
1740
1741
1742
1743
1744
1745
1746
1747
1748
1749
1749
1750
1751
1752
1753
1754
1755
1756
1757
1758
1759
1759
1760
1761
1762
1763
1764
1765
1766
1767
1768
1769
1769
1770
1771
1772
1773
1774
1775
1776
1777
1778
1779
1779
1780
1781
1782
1783
1784
1785
1786
1787
1788
1789
1789
1790
1791
1792
1793
1794
1795
1796
1797
1798
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1809
1810
1811
1812
1813
1814
1815
1816
1817
1818
1819
1819
1820
1821
1822
1823
1824
1825
1826
1827
1828
1829
1829
1830
1831
1832
1833
1834
1835
1836
1837
1838
1839
1839
1840
1841
1842
1843
1844
1845
1846
1847
1848
1849
1849
1850
1851
1852
1853
1854
1855
1856
1857
1858
1859
1859
1860
1861
1862
1863
1864
1865
1866
1867
1868
1869
1869
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900
1901
1902
1903
1904
1905
1906
1907
1908
1909
1909
1910
1911
1912
1913
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028
2029
2030
2031
2032
2033
2034
2035
2036
2037
2038
2039
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2059
2060
2061
2062
2063
2064
2065
2066
2067
2068
2069
2069
2070
2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100
2101
2102
2103
2104
2105
2106
2107
2108
2109
2109
2110
2111
2112
2113
2114
21

(1) 自国民が容疑者である参加国が当該刑事裁判権を行使することができる。

(2) 自国民が容疑者である参加国が訴追のため判権の行使に同意すること。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする参加国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の参加国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、隨意にこの協定を軌道上で犯されたとされる違法な行為に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた参加国の法令に定める手続及び他の条件に従う。

4 参加国は、自國の国内法令に従い、軌道上で犯したとされる違法な行為に関して、他の参加主体に対し援助を与える。

5 この条の規定は、宇宙基地上の秩序の維持及び搭乗員の行動に関して第十一条の規定によつて行動規範に定める権限及び手続を制限することを意図しない。行動規範は、この条の適用を制限することを意図しない。

第二十三条 協議

3 行う参加主体が、当該協議の対象がすべての参加主体による検討に適していることを合衆国に通報する場合には、合衆国は、実行可能な最も早い時に多数国間の協議を招集し、これに対する参加主体を招請する。

3 参加主体は、飛行要素の設計について他の参加主体に影響を及ぼす可能性のある重要な変更を行うことを意図する場合には、できる限り早い機会に、他の参加主体に対してその旨を通報する。通報された参加主体は、通報された問題が1及び2の規定により協議に付される」とを要請することができる。

4 協議を通じて解決することができなかつた問題がなお解決を必要とする場合には、関係の参加主体は、合意された紛争解決手続、例えば、調停、仲介又は仲裁に当該問題を付することができる。

又は加入されなければならない。批准、受諾、承認又は加入は、それぞれの国が自國の憲法上の手続に従つて行う。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ここに寄託者として指定される合衆国政府に寄託する。

3(a) この協定は、日本国、ロシア及び合衆国の批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずる。寄託者は、この協定の効力発生をすべての署名国に通報する。

(b) この協定は、欧州参加主体について効力を生ずるまでは、欧州参加国について効力を生じない。この協定は、少なくとも四の欧州の署名国又は加入書及びESAの理事会の議長による公式の通告を寄託者が受領した後に欧州に於けるまでの間で効力を生じたときには、この協定が欧州参加主体について効力を生じた後は、この協定は、前文に掲げる欧州の国であつて批准書、受諾書又は承認書を寄託していないものについては、その寄託の時に効力を生ずる。前文に掲げられていないESAの加盟国は、寄託者への加入書の寄託によりこの協定に加入することができる。

4 この協定の効力が生じた時に、千九百八十八年の協定は、効力を失う。

5 合衆国は、この協定がいすれかの参加主体についてその署名の後二年以内に効力を生じていなければならぬ措置(この協定の修正を含む)が必要であるかを検討するため、この協定の署名国の会議を召集することができる。

第二十一条 特定の締約国において生ずる効果

この協定は、前条3(a)の規定にかかわらず、合衆国及びロシアが批准書、受諾書又は承認書を寄託することによりこの協定に拘束されることについての同意を表明した日に両国の間で効果を生ずる。寄託者は、この協定がこの条の規定に基づいて合衆国とロシアとの間に効果を生じたときは、すべての署名国にその旨を通報する。

第二十二条 改正

この協定(附属書を含む)は、この協定が効力を生じている参加国による合意によって改正することができます。この協定の改正(附属書のみについての改正を除く)は、これらを生じている参加国が自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。附属書のみについての改正は、この協定が効力を生じている参加国がこの移転のための適正な補償をカナダに与えることについても規定する。

(b) 合衆国及びカナダは、カナダの脱退の通告に際し、脱退の取極について迅速に交渉を行う。当該取極は、全体的な計画の継続のために必要な要素の合衆国への移転について規定する場合には、合衆国がこの移転のための適正な補償をカナダに与えることについても規定する。

(c) この協定が効力を生じている参加国がこの協定が効力を生じたときに、この協定による合意のみを要する。

第二十三条 脱退

1 参加国は、寄託者に対して少なくとも一年前に書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。いすれかの欧州参加国が脱退する場合は、この協定から脱退する日と同一の日にNASAとの了解覚書から脱退したものとみなす。

2 参加主体がこの協定からの脱退による脱退の取極に別段の合意がある場合を除くほか、第十六条、第十七条及び第十九条の規定に基づく当該参加国(権利又は義務の存続に影響を及ぼすものではない)。

3 いすれかの参加国(権利又は義務の存続に影響を及ぼすものではない)は、以下の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

4 千九百九十八年一月二十九日ワシントンで作成した。この協定は、イタリア語、英語、ドイツ語、日本語、フランス語及びロシア語をひとしく正文とする。それぞれの言語による原本は、合衆国に寄託する。寄託者は、その認証原本をすべての署名国に送付する。この協定が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二一条の規定により、この協定を国際連合事務局に登録する。

附屬書 参加主体が提供する宇宙基地の要素

1 参加主体が提供する宇宙基地の要素は、次のとおりであり、その詳細は、了解覚書で定める。

1 カナダ政府は、CSAを通じて次のものを提供する。

宇宙基地の基盤要素として、移動型サービス施設(MSC)、追加的な飛行要素として、特殊目的精密マニピュレーター。

2 欧州諸国政府は、ESAを通じて次のものを提供する。

宇宙基地の飛行要素として、宇宙基地専用の地上要素。

3 日本国政府は、次のものを提供する。

利用要素として、欧州宇宙実験室(基本的な機能装備品を含む)。

宇宙基地に補給を行い及び追加的に推力を提供するその他の飛行要素。

4 これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素。

5 日本国政府は、次のものを提供する。

利用要素として、日本実験棟(基本的な機能装備品及び暖露部及び補給部を含む)。

宇宙基地に補給を行うその他の飛行要素。

これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用

官報(号外)

いて「収入合計額」という)が五百万円以下である世帯
百円

二 収入合計額が五百円を超えるもの(収入合計額が五百円以上である世帯であつて、その世帯の年齢が六十歳以上であるもの(収入合計額が五百円を超える七百円以下である世帯を含む。)又は総理府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

(支給事務の委託)

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合は、当該基金は、支援金の支給に関する事務の一項に規定する基金に委託したことができる。

(政令への委任)

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援基金
(指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定を

ようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事務を公示しなければならない。

(業務)

第七条 基金は、次に掲げる業務を行うものとす。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
(費用の支弁)

第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)

第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を

設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が在地を公示しなければならない。

4 基金は、運営委員会を置くものとする。

第十一条 基金は、運営委員会を経て、第一次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

1 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

2 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に応じて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第一号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、支援業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 基金は、毎事業年度、総理府令で定めることにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、総理府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第一号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、支援業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、基金がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等
(国の補助)
第十八条 国は、第七条第一号の規定により基金が交付する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(国の配慮)
第十九条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雜則
(公課の禁止)
第二十条 税その他の公課は、支援金として支給を受けた金額を標準として、課する」とができない。(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 裁則

第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 基金の代表者又は基金の代理人、使用者その他の従業者が、基金の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても、同条の刑を科する。

附 則
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第二条(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

審査報告書
裁判所法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

参議院議長 斎藤 十郎殿
法務委員長 武田 節子

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、司法の機能を充実し、社会の一般的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間千人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築しようとする

(国土庁設置法の一部改正)

第三条 國土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二十五号中セをスとし、モをセとし、ヒをモとし、エをヒとし、シをエとし、ミ

をシとし、メをミとし、ユをメとし、キの次に

次のように加える。

ユ 被災者生活再建支援法(平成十年法律

八号)の一部を次のように改正する。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

二、附帯決議
政府並びに最高裁判所は、社会の高度化、複雑多様化、国際化の進展に伴う多様な法的ニーズに的確に対応するため、次の諸点につき格別の配慮をすべきである。

一、適正な法曹人口の在り方について、長期的な

つ総合的な検討を加えるとともに、いわゆる合

格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成につ

いて、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹二者

において合意を得るよう努めること。

二、司法試験の在り方については、大学における

法学教育との関連性を重視し、大学関係者の意見を十分尊重すること。また、試験問題の公表

を含む司法試験情報の開示について検討すること。

三、法曹養成における司法修習制度の在り方につ

いては、統一修習を維持しながら、法曹として

要求される識見、倫理等に関する研修の充実を

図ること。また、修習体制の一層の整備を行

い、司法試験から廢止される法律選択科目の研

修に配慮すること。

四、法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹二者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士

ものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

文部・科学委員長 大島 慶久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、宇宙開発事業団の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
右
宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成十年三月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案
宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
宇宙開発事業団法の一部を改正する法律
宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第二十二条第一項)」、「第三章 業務(第二十二条第一項)」、「第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置(第二十四条の二・第二十四条の三)」に改める。

第三十二条第一項中「銀行」の下に「その他内閣総理大臣の指定する金融機関」を加える。

第十三条第一項中「副理事長及び理事の任期は」、「及び副理事長の任期は」に、「監事の任期は」、「を」、「理事及び監事の任期は」に改める。

第二十二条第一項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第一号中「」の条及び第三十九条第一項において「」を削り、同項第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

(保険契約の締結)

第二十四条の二 事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していかなければ、人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被保険者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参考して、主務大臣が定めるものとする。

3 事業団が行う人工衛星等の打上げが第二十二条第一項第三号に規定する委託に応じて行つても

の(以下「受託打上げ」という。)であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、事業団に代わって、事業団のために締結「打上げ委託者」という。が、事業団に代わつて、事業団のために締結することができる。(受託打上げに関する特約)

第二十四条の三 事業団は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一 事業団が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任すべきときは、事業団が当該受託打上げ関係者に損害賠償の責任の全部を負担するものとする。

二 前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、事業団は、その者に対して求償権を有するものとする。

類を定めようとするとき。

三 第二十四条の二第二項の規定により保険金の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「若しくは第三項」の下に「、第二十四条の三第一項」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十四条の二第二項の規定により保険金類を定めようとするとき。

四 第四十二条第一項第三号中「第三十二条第一項」を「三万円」を「二十万円」に改める。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十四条の二第二項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行つたとき。

は、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、事業団に代わって、事業団のために締結するものとする。

第三十二条第一項中「銀行」の下に「その他内閣総理大臣の指定する金融機関」を加える。

第四十条第一号中「第二十三条」の下に「、第二十四条の三第一項」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十二条第一項」の下に「又は第二号」を加え、同号を同条第四号とし、

同条第一号の次に次の二号を加える。

三 第二十四条の二第二項の規定による保険金類の決定

第四十一条第一項第三号中「第三十二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第一項第一号中「若しくは第三項」の下に「、第二十四条の三第一項」を加え、同項第一号中「第三十二条第一項」を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十四条の二第二項の規定により保険金類を定めようとするとき。

四 第四十二条第一項第三号中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十四条の二第二項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行つたとき。

第四十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、(役員の任期に関する経過措置)
この法律の施行の際現に理事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十年四月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

(目的)
美術品の美術館における公開の促進に関する法律

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

1 この法律は、登録美術品公開契約の締結を要件とする美術品の登録制度を導入し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与するることを目的とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、登録美術品公開契約の締結を要件とする美術品の登録制度を導入し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与しようとするものであり、妥当な措置と認める。

当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。

三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいう。

四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であって、次の要件を満たすものをいう。

イ 五年以上の期間にわたって有効であること。
ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

二 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

三 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

四 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

五 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

六 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

七 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

八 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

九 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十一 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十二 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十三 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十四 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十五 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十六 文化庁長官は、前項の規定により登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものである」と。

三 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、運営なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

四 前二項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部省令で定める。

五 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者(以下「契約美術館の設置者」という。)は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

六 登録美術品の所有者に該当する者は、合併があつたときは、相続人又は合併後左に継する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

七 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

八 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

九 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十一 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十二 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十三 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十四 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十五 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十六 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十七 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十八 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

十九 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

二十 登録美術品の所有者に該当する者は、運営なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

二 登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき(その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く)。

五 登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第七条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品第三条第二項第一号に該当するものを除く)を契約美術館の設置者に引き

渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを「失し、若しくは盗み取られたとき」。

二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第八条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを「失し、若しくは盗み取られたとき」。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(登録美術品の所有者の報告)

3 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

は、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十一条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第十二条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対する、登録美術品の公開又は保管に関する必要な指導又は助言を行なうことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第十三条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第十四条 第八条第二項の規定により届け出た公

開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次

項において同じ)に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品第三条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、

当該計画又はその変更の届出があったことを

もって、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条

第三項中「第一項の許可を与える場合におい

て、その許可の条件として、許可に「あるのは「契約美術館の設置者(美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第号)第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ)」が同法第八条

第一項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者に」と、同法第五十三条第一項第一項の規定による公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録

は、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十二条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対する、登録美術品の公開又は保管に関する必要な指導又は助言を行なうことができる。

(文化財保護法の特例)

第十四条 第八条第二項の規定により届け出た公

開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次

項において同じ)に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品第三条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、

当該計画又はその変更の届出があったことを

もって、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条

第三項中「第一項の許可を与える場合におい

て、その許可の条件として、許可に「あるのは「契約美術館の設置者(美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第号)第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ)」が同法第八条

第一項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者に」と、同法第五十三条第一項第一項の規定による公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録

は、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十二条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第十四条 第八条第二項の規定により届け出た公

開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次

項において同じ)に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品第三条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、

当該計画又はその変更の届出があったことを

もって、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条

第三項中「第一項の許可を与える場合におい

て、その許可の条件として、許可に「あるのは「契約美術館の設置者(美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第号)第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ)」が同法第八条

第一項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者に」と、同法第五十三条第一項第一項の規定による公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録

は、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十二条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第十四条 第八条第二項の規定により届け出た公

開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次

項において同じ)に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品第三条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、

当該計画又はその変更の届出があったことを

もって、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条

第三項中「第一項の許可を与える場合におい

て、その許可の条件として、許可に「あるのは「契約美術館の設置者(美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第号)第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ)」が同法第八条

第一項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者に」と、同法第五十三条第一項第一項の規定による公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合に

おいて、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録

に係る制度について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の十」を「第七十条の十一」と改める。

第七十条の八第一項中「及び第七十条の十第一項」を「第七十条の十第一項及び第七十条の十一第一項」に改める。

第四章中第七十条の十の次に次の二条を加える。

(相続税の物納の特例)

第七十条の十一 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納稅義務者が同項の規定による物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が

法律(平成十年法律第二十六号)第一条第三号に規定する登録美術品(当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録を受けているものに限る。以下この条において「特定登録美術品」という。)であるときは、当該特定登録美術品については、当該納稅義務者の申請により、相続税法第四十一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による物納を許可する

ことができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第四十二条第一項に規定する申請書に、物納に充てようとする特定登録美術品の種類及び価額その他当該特定登録美術品に関する事項を記載した書類その他の大蔵省令で定める書類を添付して、これを納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

審査報告書

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(通商産業省所管)に産学連携推進費補助金として五千三百六十一万六千円が計上されている。税務署長に提出しなければならない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、民間事業者への特定研究成果の円滑かつ効果的な移転促進を図るため、国立大学等の研究者が技術移転機関の役員等の職を兼ねることを可能とする措置について、早急に結論を得ること。

二、国立大学等の研究者が、その研究成果を事業化しようとする民間企業の事業活動に、主体的に参画できるよう制度について、積極的に検討を進めること。

三、大学等からの民間事業者への技術移転の促進を図る上で、特定研究成果に対する市場性の評価が重要であることにかんがみ、技術評価やマーケティングに精通した人材の養成及び確保に努めること。

(目的)

第一条 この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国(試験研究機関)における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るために、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学等の研究活動の活性化にとって重要なことから、中小企業者に対する中小企業投資育成株式会社による出資の特例、認定事業者に対する特許料

の特例等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

- なお、別紙の附帯決議を行つた。

右決議する。

費用

本法施行に伴い、平成十一年度一般会計予算(通商産業省所管)に産学連携推進費補助金として五千三百六十一万六千円が計上されている。

平成十一年四月七日

参議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

よつて国会法第八十三条により送付する。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

組が監視されることのないよう、十分に注意する」と。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。第四十条第一項に規定する業務のほか、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

三 特定研究成果の民間事業者への移転に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法等の特例)

第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中

「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び大学等における技術に関する研究成果

の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「大学等技術移転促進法」という)第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三

号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び大学等技術移転促進法第六条」とし、

特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに大学等

における技術に関する研究成果の民間事業者へ

の移転の促進に関する法律第六条第二号及び第

三号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をし

ようとするときは、前条第一号及び第一号に掲げる業務に係る事項に關し、文部大臣に協議しなければならない。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次

に掲げる事業を行なうことができる。

一 承認事業者が承認計画に従つて行なう特定大

学技術移転事業により特定研究成果の移転を

受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実

施するため資本の額が一億円を超える株式

への移転の促進に資するため、大学における学

術の応用に関する研究の進展が図られるよう必

要な配慮をするものとする。

(大学と民間事業者との連携協力の円滑化等)

第九条 文部大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。

第十条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、研究開発に關し、大学と民間事業者との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、民間事業者が特定研究成果を活用するため必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

(関連施策の推進)

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債(その転換により発行された株式)、転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式)を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(学術の応用に関する研究についての配慮)

第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(特許料の特例等)

第六条 国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利の譲渡、専用権に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用権の活用を行なうとする民間事業者に対し移転する事業を行なう者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

第七条 国立大学(学校教育法第一条に規定す

る大学及び高等専門学校であつて国が設置する

もの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に

規定する大学共同利用機関をいう。以下この条

において同じ。)における技術に関する研究成果

について、当該研究成果に係る国有の特許権若

しくは特許を受ける権利又は当該実用新案権

若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利の譲渡、専用権に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用権の活用を行なうとする民間事業者に対し移転する事業を行なう者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施すること

ができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら

究機関における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に基いて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

(報告の徴収)

第十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、承認事業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。
2 文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。
3 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条、第十三条並びに

第十四条第一項及び第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

平成十年四月二十二日

経済・産業委員長 吉村剛太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

則の適用については、なお從前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四

十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 第四十六条の次に次の二号を加える。

四十六の二 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に

関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七条の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に

関すること。

所有権制度の国際的調和を図るため、損害賠償額の算定方式の見直し、登録要件としての創作容易性水準の引上げ等意匠の権利保護の強化、電子手続の拡大等の早期保護の実現、特許料の引下げによる権利者等の負担の軽減等工業所有権制度全般にわたり改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用

本法施行に伴う特許料の引下げによる平成十一年度特許特別会計予算の減収見込額は、約二十九億円である。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、知的財産権の侵害訴訟の解決の迅速化を進め、権利の保護強化を図るため、文書提出命令の拡充、計算鑑定人制度の創設等、訴訟手続きの見直しについて引き続いて検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

二、工業所有権制度の国際調和の重要性にかんがみ、特許制度の調和を目的とする特許法条約の制定に最大限の努力を払いつつ、商標の国際登録制度への加盟についても、その実現に積極的に取り組むこと。

三、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百三十一条第一項ただし書中「ただし、」の下に「第百二十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における」を加える。

第百八十四条の五第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

第百八十四条の九第五項中「第百八十六条第一号」を「第百八十六条第一項第一号」に、「及び第二号中」を「第二号、第六号及び第九号中」に改め、同条第六項中「第百八十六条第一号」を「第百八十六条第一項第一号」に改める。

第百八十四条の十第一項中「通常」を削る。

第百八十六条第一号中「外国語要約書面」の下に「若しくは特許出願の審査に係る書類」を加え、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第百八十六条第一項若しくは第百一十五条の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

れがあるもの

第百八十六条に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならぬ。

第百九十三条第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開されたものに限る。)」を加え、同項第九号中「確定審決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開されたものに限る。)」を加える。

第百九十六条「一億五千万円以下」の罰金に改め、同条第六項中「第百八十六条第一項」を「第百八十六条第一項第一号」に改める。

第百九十三条第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開されたものに限る。)」を加え、同項第九号中「確定審決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開されたものに限る。)」を加える。

一 第百九十六条「一億五千万円以下」の罰金に改め、同条中第七項を第七項とし、第五項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

二 第百九十七条又は第百九十八条 各本条に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十</

項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二十九条の三第一項ただし書中「第八項」を「第七項」に改める。

第三十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同条中第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、その者との共有に係る場合であつて持分の定めがないときは、同項の規定にかかわらず、その者がその権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

第五十六条第二項を削る。

第六十一条中「第五十六条第一項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定」切り捨てる。

第三十七条规定第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第四十八条の五第一項中第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第二号とする。

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「第一百八十八条」を「第一百八十八条第一項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受けた権利について第一項又は第二項の規定によつて当該意匠において公然知られたに、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、そ

十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十六条第一項を削る。

第六十一条中「第五十六条第一項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 物品の機能を確保するために不可欠な形の罰金刑を、その人に対するに改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条 一億円以下の罰金刑

二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品」の下に「(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)」を加え、「起させる」を「起させる」に改める。

第三条第一項中「において広く知られた」を「又は外国において公然知られたに、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の二項を加える。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利

が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受けた権利について第一項又は第二項の規定によつて当該意匠において公然知られたに、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、そ

の意匠については、前条第一項の規定にかかるわらず、意匠登録を受けることができない。

第四条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改める。

第五条に次の二号を加える。

二 物品の機能を確保するために不可欠な形の罰金刑を、その人に対するに改め、同条に次の二号を加える。

一 第五十六条 一億円以下の罰金刑

二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰

(意匠法の一部改正)

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項

中「現わす」を「現す」に改め、同項を同条第七項とする。

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全體として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条第三項中「取り下げられ、又は却下されたとき」を「放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき」又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次の二号を加える。

二 二意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、そ

の意匠については、前条第一項の規定にかかるわらず、意匠登録を受けることができない。

ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき

旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第九条の一中「及び第三項」を削る。

第十条を次のように改める。

(関連意匠)

第十一条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日(第十五条において准用する特許法(昭和二十四年法律第二百二十一号)第四十三条第一項又は第四十二条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあっては、最初の出願若しくは千九百零九年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十二年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録出願を除く。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 本意匠に係る一以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

(号外)

第十条の二第一項ただし書中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削る。

第十二条の前の見出しを削る。

第十二条及び第十二条を次のように改める。

(関連意匠の意匠権の移転)

第十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第十七条第一号中「第三条」の下に「、第三条の二」を加え、「第八条第二項」を「第八条」に改め、「第十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二号中「みだしてない」を「満たしていない」に改める。

第二十条第三項第四号中「添附した」を「添付した」に改め、同項に次の二号を加える。

5 前各号に掲げるもののほか、必要な事項について同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

(先出願による通常実施権)

第二十九条の次に次の二条を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者(前条に該当する者を除く)は、次に次の一項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての実施である事業をしている者又はその事

専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者(前条に該当する者を除く)は、次に次の一項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての実施である事業をしている者又はその事

特許法等の一部を改正する法律案

前号の白らした意匠登録出願について、
その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一
項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査
定又は審決が確定した者である」と。

第三十九条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第一項とし、同項の前に次の一項を加える。

第四十一条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十三条第一項中「又は同条第一項の登録料」を削る。

第四十八条第一項第一号中「第三条」の下に「第三条の二」を加え、「第八条第一項」を削り、「第十条第一項」を「第十条第二項」に改め

意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販

利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するもの

個人の名義又は生活の平穡を害する本を
れがあるもの

に掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第六十六条第二項第一号中「確定審決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)」を加え、同項第四号中「確定判決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。」この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間）の経過後遅滞なく掲載するものとする。

四〇

な形又は見本の内容
四 前二号に掲げるもののほか、必要な事項
第六十七条第一項第五号から第八号までの規
定中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改め

第六十九条第一項を削る。

第七十四条中「第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条^二を」次の各号^一に属する規定^二

に、「又は人に対し」を「に對して當該各号で定

める罰金刑を、その人に対し「に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十九条 一億円以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条 各本条の罰金

別表第一号中「類似意匠にあつては、八千百三十二件」、同表第二号中「類似意匠にあつては、八千五百四十一件」。

「巴」を削り、昭和二年中（数似着函）は、「一千六百巴」を削る。

第四条 意匠法の一部を次のように改正する。

次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と國以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めが

あるときは、同項の規定にかかわらず、同項

は規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がそ

4 前項の規定により算定した登録料の金額に
の額を納付しなければならない。

十円未満の端数があるときは、その端数は、

第六十七条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と國以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と國以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特許法第四十三条」を「特許法第四十三条第一項から第四項まで」に改める。

第十七条の二第一項中「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」を「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」に改める。

第十八条第四項に次のただし書きを加える。
ただし、個人の名前又は生活の平穡を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又

は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

第十八条に次の二項を加える。

5 特許庁長官は、個人の名前又は生活の平穡を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書きの規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを総覽に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第二十条の見出し中「更新登録」の下に「申請」と加える。

第三十二条第一項中「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」を「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」に改める。

第三十八条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量(以下この項に

おいて「譲渡数量」という。)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と國以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に國以外の者が持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十二条第一項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

4 第二十九条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十一条第一項の規定により回復した当該商標権

第五十五条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特

許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

第六十条の二中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

第四十三条の三、第四十三条の五から第四十三条の九まで、第四十三条の十一から第四十三条の十四まで、第五十六条第一項において準用する特許法第百三十二条第一項及び第二項、第百三十二条第三項、第百五十四条、第百五十五条第一項並びに第百五十六条並びに第百五十六条第二項において準用する同法第一百五十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第六十三条第一項中「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」に改める。

第六十五条第一項中「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」を「第五十五条の二第一項(第六十条の二第一項)」に改める。

第六十六条第一項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第六十七条第一項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十

一条第一項の規定により回復した当該商標権

に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、同条に次の各号を加える。

第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後第二十一条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前ににおける次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第六十八条第四項中「同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」を同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反する」となつたとき」に改める。

第六十八条の二中「審査」の下に「登録異議の申立てについての審理」を加える。
第七十一条の次に次の二条を加える。
(商標登録証等の交付)

第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

第七十二条公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは「に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中

「第七十一条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

一 第四十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む)、第五十条第

一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十

三条の二(第六十八条第四項において準用する場合を含む)の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は

参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

二 個人の名譽又は生活の平穡を害するおそれがあるもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

第七十二条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標

権、商標登録出願により生じた権利又は防護

標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかる

法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のよう

うに改正する。

第一条第二項中「実用新案法」の下に「意匠法、商標法」を加え、同条第三項中「実用新案法」の下に「意匠法又は商標法」を加え、「又は

実用新案法」を「実用新案法、意匠法(商標法において準用する場合を含む。)又は商標法」に改める。

第五条第五項中「第五十五条第二項」の下に「、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項」を加える。

第六条の見出しを「電子情報処理組織による特定手続の特例」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第七十二条第一項第六号中「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中

附則第十六条に次の二項を加える。

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判の請求を

理由があるとする場合に準用する。ただし、旨の審決をするときは、この限りでない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のよう改める。

第一条第二項中「実用新案法」の下に「意匠法、商標法」を加え、同条第三項中「実用新案

法」の下に「意匠法又は商標法」を加え、「又は

実用新案法」を「実用新案法、意匠法(商標法において準用する場合を含む。)又は商標法」に改める。

第五条第五項中「第五十五条第二項」の下に「、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項」を加える。

第六条の見出しを「電子情報処理組織による特定手続の特例」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第七十二条第一項第六号中「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中

「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中

「、より当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認める

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二三号

特許法等の一部を改正する法律案

四

一第五項及び第六十五項の七第三項の改正規定並びに同法第七十六項の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、第六条中工業所有

3 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、新特許法第百七条第三項及び第四項の

を除く。)又は意匠登録に係る審判若しくは再審について、別段の定めがある場合を除き、その意匠登録出願又は審判若しくは再審についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例

行前に請求された第五条の規定による改正前の商標法第四十六条第一項の審判については、な
お従前の例による。

権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条

規定にかかわらず、なお特前の例による。
この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由に

査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新商標法第四十条第四項及び第五項(新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含

二項の改正規定並びに附則第十八条の規定

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審査若しくは再査については、第三条の規定による改正前の意匠法の規定は、この法律

十五条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条中「業所有權に関する手続等の特例」に於する法律第二条第一項及び第三項、第五条第五項、第十一條、第十三條、第十四条第一項、第二八条第一項、第二二六条、第二三

めがある場合を除き、その実用新案登録出願について査定若しくは審決が確定するまで、又は設定の登録がされるまでは、なお従前の例によ

規定による改正前の意匠法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお從前の例による。

九条並びに第四十一條第五項の改正規定
成十二年一月一日
特許法の改正に伴う経過措置

2 附則第一條第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第三十二条第二項以下第4項の規定によつて、す

(第四条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置) 例による。

(政令への委任) 第八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

の特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例に

3 一
第一条第三項及び第四項の規定にかかる事務は、
お従前の例による。
この法律の施行前にした実用新案登録出願に
係る実用新案登録についての登録異議の申立て
又は無効の理由については、なお従前の例によ

付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第三項及び第四項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(昭和六十年旧特許法の一部改正)
はがこの法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

又は同日前に納付すべきであつた特許料につ
ては、第一条の規定による改正後の特許法
以下「新特許法」という。) 第百七条第一項の規
定にかかわらず、なお従前の例による。

(第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

たれを禁するをもつてゐる。これが同法第二条の規定による改正前の特許法(以下「昭和六十年旧特許法」という)の一節を次のように改正する。

の項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第百七条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十二条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第二十一年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年旧特許法第百七条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十四条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二号。以下「平成十年改正法」という。)の施行後に請求される明細書又は」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十一条の項中「第百三十二条から第百三十三条まで」を「第百三十二条、第百三十三条」に改め、「第百六十六条から第百七十条まで」の下に並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条の規定による改正後の特許法第百三十一条に加え、同表中

第五十六条第一項 及び第二項	三十万円	三百万円
第六十条	五万円	五十万円
第六十一条	五万円	五十万円
第六十二条	五万円	五十万円
第六十三条	五万円	五十万円
第六十四条	一億円	一億円

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十二条第一項」に改めしくは第二項を「第四十二条第一項」に改め。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願に係る登録料の納付については、前条の規定による改正後の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第二条第一項第七号の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第十八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

審査報告書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

交通・情報通信委員長 川橋 幸子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、近年の海上における大量の油の排出に対する対応等を踏まえ、我が国における

海上保安庁長官が海上災害防止センターに対し排出油の防除のための体制の強化を図るため、

海上保安庁長官が海上災害防止センターに対し排出油の防除のための措置を講ずべきことを指

示することができる対象範囲を拡大するとともに、関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講ずることとする等の規定を整備し

ようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年四月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

の一部を改正する法律

和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

第二十四条第一項第一号を削り、「前条第一号」と「前条第二号」を「前条第一号」と改め、「前条第一号」を「第一号」とし、「前条第二号」を「第二号」とする。

第二十六条第一項第一号を削り、「港湾管理者及び漁港管理者以外の」を削り、「運輸大臣の認可を受けなければならぬ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

第四十条の見出し中「有害液体物質」を「油、有害液体物質」に改め、同条中「有害液体物質」を「油、有害液体物質」に改め、「この条」の下に「及び第四十二条の二第二号」を加える。

第四十一条第五項中「規定する措置」の下に「(第四十二条の三十八第二項において「油濁損害防止措置」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請)

第四十一条の一 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む)の長その他執行機関(以下「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

3 運輸大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

一 第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置の

(差別的取扱いの禁止)

第二十七条 廃油処理事業者は、特定の者に対しても不当な差別的取扱いをしてはならない。

第二十九条第一項及び第三項中「第二十三条第三号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

みによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定められた大量の特定油の排出があつた場合又は特定外国船舶(以下この号及び第四十二条の三十七第二項において「特定外国船舶」という。)から大量の特定油の排出があつた場合又は特

定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から油、有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措

置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 関係行政機関の長等は、前項の規定による負

担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。

3 関係行政機関の長等は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 関係行政機関の長等は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

5 関係行政機関の長等は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

6 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

7 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

8 第四十一条第三項から第五項までの規定は、

第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」と、第三項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第一項」と、第四十二条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第二項」と、第四十二条第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十二条の三第二項から第七項までと、第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の例により」とあるのは「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」とある。

第四十二条の三十七に次の二項を加える。

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げ

る者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示する」とがである。

第四十二条の三十八第四項から第八項までを削る。

第五十七条第一号中「第一十七条」を削る。

第五十七条第一号中「認可」を受けないで若しくは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規定による届出をしないで若しくは「届出をしないで又は」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十八号までを「一号ずつ繰り下げ、第十一号の

次に次の二号を加える。

十一 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

2 国は、センターが前条第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものを措置に該当するときは、その措置に要した費用に

があると認められる場合は、この限りでない。

ついで、この限りでない。

3 第四十一条第四項及び第五項並びに第四十一

条の三第二項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第四十二条第四項及び第五項中「第一項」とあり、並びに第四十二条の三第一項中「前項」とあるのは「第四十二条の三第二項」と、第四十二

条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第一項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の三十八第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十二条の三第二項から第七項までと、第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の例により」とあるのは「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」とある。

第四十二条の三十八第四項から第八項までを削る。

第五十七条第一号中「第一十七条」を削る。

第五十七条第一号中「認可」を受けないで若しくは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規定による届出をしないで若しくは「届出をしないで又は」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十八号までを「一号ずつ繰り下げ、第十一号の

次に次の二号を加える。

十一 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

2 国は、センターが前条第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものを措置に該当するときは、その措置に要した費用に

があると認められる場合は、この限りでない。

ついで、この限りでない。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第二十六条第一項の規定により認可を受けている廃油処理規程は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第二十六条第一項の規定により届け出た廃油処理規程とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第一十六条规定による廃油処理規程の認可の申請は、新法第二十六条第一項の規定によりした届出とみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(運輸省設置法の一部改正)

第四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中、「認可し」を削る。

審査報告書

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

交通・情報通信委員長 川橋 幸子
参議院議長 斎藤 十朗殿

三、本法における各事業については、その期限の終了に際し、その成果について外部の有識者に

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機器に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する

研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずることとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴い、平成十年度一般会計予算として三億五千二百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講すべきである。

一、通信・放送機器については、平成八年十二月二十五日閣議決定された行革プログラムに従

(目的)

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

関する研究開発の推進に関する法律

四

い、管制業務について経営の自立化を着実に実施すること。

二、通信・放送機器が行う研究開発の推進に当たっては、我が国情報関連産業の円滑な発展に資するよう配意するとともに、民間の研究開発能力を十分に活用するよう努める」と。

三、本法における各事業については、その期限の終了に際し、その成果について外部の有識者に

による客観的な評価を行うこと。

四、通信・放送機器における研究開発に従事する者のモラールの維持及び開発のインセンティブの高揚等に配意すること。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

(定義)

第一条 この法律において「特定公共電気通信システム」とは、國又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一體的に行うよう構成されたものをいう。)のうち、次に掲げる機能のうちいずれかの機能を有するものであつて、これらの業務の利便性を効果的に高めるものをいう。

一、学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能

二、農業用施設の管理を行うための機能

三、陸上運送、海上運送又は航空運送に係る法令のうち運輸省の所掌に係るもの(規定に基づいてなされる申請、届出その他の手続に係る事務)第四条第一号二において「運送関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機能

四、陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設において、携帯して使用するための無線設備を用いて、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(第四条第一号ホにおいて「高齢者、身体障害者等」という。)に、運送サービスを円滑に利用するために必要な情報であつて郵政省令、運輸省令で

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年二月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

(高速自動車国道法の一部改正)

第一条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改める。

(高速自動車国道との連結の制限)

第十二条 次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設

一 前号に掲げるものを除くほか、高速自動車国道活用施設(商業施設、レクリエーション施設その他の施設であつて、当該施設の利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行すると見込まれるものといふ。以下この号において同じ。)の高速自動車国道と連絡する通路その他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道活用施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第十二条の次に次の七条を加える。

(連結許可等)

第十二条の二 前条各号に掲げる施設(高速自動車国道を除く。)を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結させようとする場合においては、あらかじめ、建設省令で定める

とことより、建設大臣の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。

建設大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

一 前条第二号に掲げる通路その他の施設で

他の施設を管理する者以外の者の管理する他の施設に連結するもの

第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第一号に掲げる通路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る通路その他の施設の管理)

第十二条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」という。)を受けて高速自動車国道と連結する第十二条第一号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、建設省令で定める連結位置に関する基準及び同号

の建設省令で定める技術的基準に適合するものであること。

三 前条第一号に掲げる通路その他の施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの政

第十三条の四 国は、第十二条第一号に掲げる通路その他の施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

第十三条の五 相続人、合併により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

第二項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

第六条 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

第七条 第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第一号に掲げる通路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る通路その他の施設の管理)

第十二条の六 建設大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

(連結許可等の条件等)

第十二条の七 建設大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(連結許可等に対する監督処分等)

第十二条の八 道路法第七十七条第一項から三項までの規定は、連結許可等及び連結許可

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二三号 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

五一

等に係る高速自動車国道と連結する施設について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあらわすのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは第五項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。

2 道路法第七十三条の規定は、第十一条の四第一項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「道路管理者(指定区間内の国道にあつては国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「道路管理者」とあるのは「国」と、同条第一項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 第十二条の八第一項において準用する道路法第七十二条第一項又は第二項の規定による建設大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条中「前二条」を「第二十八条の二から前条まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 第十二条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第二条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の二条を加える。

2 前項の規定にかかるらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附屬地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で建設省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附屬地をその合理的な利用の観点から繼續して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用について

は、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(日本道路公団法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条の二中「前条第一項第五号に掲げる」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第五号の業務を行うこと。

二 道路法第三十三条第二項に規定する施設

(1)以上の者が共同して設置するものであつて、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的な提供に資するものに限る。)の建設及び管理を行うこと。

三 この法律の施行の際現に日本道路公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第一号の次に次の二号を加え、(日本道路公団法の一部改正)

(日本道路公団法(昭和三十一年法律第六

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「役員」を「総裁及び副総裁」に改め、「四年」の下に「とし」、理事及び監事の任期は、二年」を加える。

第四十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

第四十四条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

イ 国又は地方公共団体の委託に基づき、

道路の新設及び改築並びに道路に関する

調査、測量、設計、試験及び研究を行つこと。

ロ 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十二条の二第一項又は第

五項の許可を受けた者の委託に基づき、同法第十二条第二号に規定する通路その他の施設の建設及び管理を行うこと。

三 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の高速自動車国道法第十二条第二項の規定によりした許可是、第一条の規定による改正後の高速自動車国道法第十二条の二第一項の規定によりした許可とみなす。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第一号の次に次の二号を加え、(日本道路公団法の一部改正)

(日本道路公団法(昭和三十一年法律第六

号)の二第一項第一号の次に次の二号を加える。

二の一 高速自動車国道法第十二条の二第一

る通路その他の施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該通路その他の施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一條の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)

公職選挙法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十三日

地方行政・警察委員長 薩科 満治

衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙について、本法による在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに在外投票の対象とする措置を講ずるものとすること。

二の三 高速自動車国道法第十二条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第

十一條の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

第六条の二第一項第九号及び第十一号中「附する」を「付する」に改め、同項第十八号中「同法」を「高速自動車国道法第十二条の八第一項及び道路法」に、「同法第七十一条第三項前段」を「道路法第七十一条第三項前段(高速自動車

国道法第十一條の八第一項において準用する場合を含む。)に、「同法」を「道路法」に

改め、同条第二項中「代つて」を「代わつて」に
改め、「第一号」の下に「、第一二号の」を加え

५०

第十六条の二第一項第一号中「第十一条第二項の規定により」を「第十一条の二第一項の規定

により同法第十一條各号に掲げる施設(同法第十一條の二第一項第二号に掲げるものを除く。)

の高速自動車国道との連結を「に改める。
第十八条を第十七条の二」とし、同条の次に次の
一条を加える。

(連結料の徵収についての高速自動車国道法の規定の適用)

地方行政・警察委員長　薦科　満治
參議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

よつ、所要の措置を講ずること。

すべき割合の増大に伴い、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設しようとするものであって、妥当な措置と認め
る。

三
七

一
費用

なれ 宗総の附帯決算を行つた
費用

本法施行に要する経費として、衆議院議員総選挙で約五億五千万円、参議院議員通常選挙で約五億四千万円が見込まれる。

実施状況を勘査し、選挙の公正確保に十分留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやすい制度

附帶決議

となるよう、不斷の見直しを行うこと。

国政選挙の投票機会を保障する在外選挙制度を設するに当たり、その適切かつ実効ある執行を保する観点から、政府は、左記の事項について

経費の支出増については、的確かつ十分な措置を講ずること。

善處すべきである。

卷之三

簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民(第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、在外選挙人名簿の登録の申請に関するその者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域(在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として外務省令・自治省令で定める区域をいう。)内に引き続き三箇月以上住所を有するもの(将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。)について行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことのない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に送付しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、選挙の期日までの期間においては、前項の規定により在外選挙人名簿に登録しなければならない。

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官(当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいすれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことのない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

官報(号外)

《選舉關係訴訟に対する訴訟法規の適用》第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第二項の規定について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力を争う数個の請求)若しくは第二百八条(当選の効力を争う数個の請求)若しくは第二百八条(当選の効力を争う数個の請求)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とあるのは、「一の縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿から抹消し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条選挙権及び被選挙権を有しない者第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反に

止)の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る

住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつた

こと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの人を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第一号

又は三から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたこと

を知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された

日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将來国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたと

よる処刑者に對する選挙権及び被選挙権の停止の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなつたこと

又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)
第三十条の十二 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し

若しくは職權で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他の市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他の市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、選滞なく、その旨を

当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三十条の十五 第三十条の四(在外選挙人名簿の被登録資格)から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)の規定により在外選挙人名簿の登録の申請第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意

思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の十六 第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「至る」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第三十条の十七 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の十八 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の十九 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十一 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十二 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十三 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十四 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十五 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十六 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十七 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十八 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の二十九 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の三十 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の三十一 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十条の三十二 第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、次条を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項

中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

る選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く。)

で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、政令で定めると

ころにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十六条(投票の記載事項及び投函)第

一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び前条の規定にかかわらず、衆議院議員又は参

議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日(投票の送致に日数を要する

地の在外公館である)とその他特別の事情があ

ると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あら

かじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く)に、自ら在外公館の長(自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。この場合においては、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)第一項及び次条の規定は、適用しない。

2 前項の選挙人で在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票について、政令で定めるところにより、同

項目前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵

送する方法により行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第

一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理す

る投票を記載する場所において行わせることができる。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十七条中「(専ら第四十九条の二(在外投票)の運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

(在外投票の場合の罰則の適用)

第一二百五十五条の二 第二十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務、第四十九条の二(在外投票)第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長及び職員せられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第一項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、第一百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止)第一号、第一百二十二条(買収及び利害説導罪)第二項、第一百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害説導罪)第二項、第一百二十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第一百二十七条(投票の秘密侵害罪)及び第一百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

2 第四十九条の二第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第一百二十九条に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

た者は第四十八条(代理投票)第一項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

國外犯

(国外犯) 第二百五十五条の三 第二百二十一条(買収及び利害誘導罪) 第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪) 第二百二十三条(公職の候補者及び当選人にに対する買収及び利害誘導罪) 第二百二十三条の二(新聞紙・雑誌の不法利用罪) 第二百二十四条の二(むとり罪) 第二百二十四条の三(候補者の選定に関する罪) 第一項及び第二項、第二百二十五条(選挙の自由妨害罪) 第二百二十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪) 第二百二十七条(投票の秘密侵害罪) 第二百二十八条(投票干渉罪) 第一項、第二百二十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、脅迫罪等) 第二百三十条(多衆の選挙妨害罪) 第二百三十一条(凶器携帯罪) 第一項、第二百三十二条(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪) 第二百三十四条(選挙犯罪の煽動罪) 第二百三十五条(虚偽事項の公表罪) 第二百三十五条の五(氏名等の虚偽表示罪) 第二百三十五条の六(あいさつを目的とする有料広告の制限違反) 第二項、第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪) 第二百三十七条の二(代理投票における記載義務違反) 第二百三十八条(立会人の義務を怠る罪) 第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反) 第一項(第二百三十七条の二(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)) の規定に違反して選挙運動を

した者に係る部分に限る。)、第二百三十九条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第二項、第二百四十二条(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)(第二百三十六条(特定公務員の選挙運動の禁止))の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百四十六条(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第二号及び第五号並びに第二百五十三条(懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の处罚)第二項(重大な過失により、第二百四十六条(第二号及び第五号に限る。)の罪を犯した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第三条の例に従う。

第二百六十三条第四号の次に次の二号を加える。

四の一 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製並びに在外選挙人証の交付に要する費用

四の二 第四十九条の二(在外投票)第一項又は第三項の規定により行われる投票に関する費用

第二百六十九条の次に次の二条を加える。

(選舉に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

第二百七十三条中「基く」を「基づく」に、「第一十九条第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿」を「第二十九条(通報

及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十一(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条の二(在外投票)第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十二条の二の見出しへ「(不在者投票等の時間)」を改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「する行為」の下に「及び第四十九条の二(在外投票)第三項の規定による投票に関する市町村の選舉管理委員会の委員長に対してもする行為」を加え、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「する行為」の下に「及び第四十九条の二(第三項の規定による投票に関する市町村の選舉管理委員会の委員長に対する行為)」を加える。

第二百七十二条の四の次に次の一条を加える。
(在外投票を行わせる)ことができない場合の取扱い)

第二百七十二条の五 第四十九条の二(在外投票)

第一項の規定による投票を同項に定める期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることは、しないものとする。

附則第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の三項を加える。

6 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市

町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いすれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いすれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)」とあるのは「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあるのは「領事官をいふ。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいすれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)」とあるのは「及び生年月日」とする。

領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)以下「特別措置法」という。第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で、第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおいて特別措置法第十二条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十条の十二第二項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十二条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

当分の間、この法律の適用については、第三十条の三第三項中「一以上の投票区」とあるのは「投票区」と、第三十条の六第二項、第三十条の九第四十九条(不在者投票)、第四十九条の一(在外投票)」に、「第一百六十九条の二(指定都市に対する本法の適用期間)一百六十九条の一(選舉に関する期日の国外開票)を第百七十二条の二(不在者投票等の時間)」とする。

七第一項、第四十九条の二第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される第三十条の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」と、第四十二条第一項中「登録されていない者」とあるのは「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙」と、第四十二条第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙)」と、第四百九十四条第一項、第四百九十五条及び第四百四十七条中「選挙運動(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関するものとする)」とあるのは「選挙運動(国外においてするものを除く)」とする。

附
錄

七第一項、第四十九条の二第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される第三十条の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙」と、第四十一条第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙について、選挙人名簿に登録されていない者）」と、第二百九十四条第一項、第二百九十五条及び第二百四十七条中「選挙運動（専ら第四十九条の二（在外投票）の規定による投票に関するもの）を除く。」とあるのは「選挙運動」とする。

卷之三

(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條の改正規定(「第四十一条の二」の下に「第四十九条の二」を加える部分○に限る。)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日までの日にその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

² 新法第十六章(第二百三十六条、第二百四十七条、第二百五十五条の二(第二項から第四項まで及び第二百五十五条の三(第二百一十七条规定)並びに第二百五十五条第一項、第二百一十九条、第二百三十二条、第二百三十五条の六(第二項、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日前までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(在外選挙人名簿に係る総覧に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの間ににおける新法第三十条の七第一項及び新法附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七条号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二を、「第四十六条の二並びに第四十九条の二」に、「並びに第二百五十二条の二」を、「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十七条本文」を「第二百七十七条第一項本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項及び別表第四四号(「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

(政治資金規正法の一部改正)

第六条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第一百九十四条)の一部を次のように改正する。

第三十九条 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一項第一項に規定する法律の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

十九 在外選挙特別経費

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

第五十七条(「昭和二十五年法律第二百四号」を削り、「不在者投票」の下に「若しくは同法第四十九条の二(第一項若しくは第三項の規定による在外投票)を加え、「同条第二項」を「同法第四十九条第二項」に改める。)

第四十六条の二を、「第四十六条の二並びに第四十九条の二」に、「並びに第二百五十二条の三から第十五条までに改め、第十三条の二の次に次の二条を加える。

(在外選挙特別経費)

第十七条第一項中「第十四条及び第十五条」を及び第十三条の三から第十五条までに改め、第十三条の三に「三百十四円」とする。

第十七条第一項中「第十四条及び第十五条」を及び第十三条の三から第十五条までに改め、第十三条の三に「三百十四円」とする。

第十九条 在外選挙特別経費

第十二条中「この法律」の下に「(第十三条第八項を除く。)を加え、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国会議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

3 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一項の規定により法務大臣が指名した

者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者であるとする。

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに

「昭和二十五年法律第二百四号」を削り、「不在者投票」の下に「若しくは同法第四十九条の二(第一項若しくは第三項の規定による在外投票)を加え、「同条第二項」を「同法第四十九条第二項」に改め、「同条第二項」を「同法第四十九条第二項」に改める。)

法律第八十五号)第十一項に規定する
北方地域に本籍を有する者に対する第十三条
の三の規定の適用については、同条中「本籍
地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等
の解決の促進のため特別措置に関する法律
(昭和五十七年法律第八十五号)第十一項第一
項の規定により法務大臣が指名した者が長で
ある市又は町」とする。

「項」とあるのは「同条第一項」、「第十七条第一項中「及び第十三条の三から第十五条まで」とあるのは「、第十四条及び第十五条」と、第二十条第一項中「」の法律(第十三条第八項を除く。)」とあるのは「この法律」と、「第三条第十九号、第十三条の三及び第二十条第一項の規定は、適用しない。

簿に登録したとき、又は同法第二十条の十二の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、選挙権なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

よって国会法第八十三条により送付する。
した。
平成十年四月十四日

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律

原の一部を次のように改止する。

二十八」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改め

ପ୍ରକାଶକ

請求書、異議申立書、再審査請求書を加え、同

項第一号の(1)中「報告」の下に「、審査請求、異議

第十条の見出しを「(試験の実施)」に改め、同条

第一項に次のただし書きを加える。

ただし 次条第一項の規定により全国社会保険労務士会連合会に同項の試験事務を行わせる

こととした場合は、この限りでない。

第十一条の二 主務大臣は、全国社会保険労務士会
第十一条の次に次の二条を加える。

連合会(以下「連合会」という。)に社会保険労務士協会の連合会に開かれた第十一回総会(会期:昭和二十二年三月二十日)は、会員登録の共同化に關する議題を設けた。

士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わ

ପ୍ରକାଶନ କମିଶନ୍

平成十年四月二十四日 参議院会議録第二十三号

公職選挙法の一部を改正する法律案 社会保険労務士法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二三号 投票者氏名

宮崎 守住 有信君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
依田 智治君
岡崎トミ子君
今泉 昭君
川橋 幸子君
小林 元君
菅野 久光君
角田 義一君
寺澤 芳男君
齊藤 勲君
前川 忠夫君
中尾 則幸君
水島 裕君
本岡 昭次君
和田 洋子君
荒木 清喜君
魚住裕一郎君
海野 義孝君
大久保直彦君
加藤 修一君
木庭健太郎君
高野 博師君
統 訓弘君
浜四津敏子君
益田 洋介君
山本 保君
及川 一夫君
梶原 敬義君
志苦 榎君

井上	石川	板垣	弘君
岩崎	大河原太一郎君	純三君	松君
上野	公成君	正君	
大島	慶久君	利定君	
岡	三郎君	片山虎之助君	
岡部	鹿熊	邦茂君	
	安正君	博昭君	
龜谷	北岡	秀一君	
	国井	正幸君	
佐々木	小山	孝雄君	
満君	佐藤	泰三君	
	坂野	重信君	
清水	須藤良太郎君	達雄君	
	鈴木	政二君	
竹山	田村	正孝君	
坪井	田浦	直君	
中原	公平君	裕君	
長尾	立子君	秀善君	
橋崎	泰昌君	爽君	

石井	道子君	岩井	清元君
上杉	國臣君	浦田	勝君
尾辻	秀久君	大木	浩君
岡野	豊秋君	太田	裕君
狩野	安君	景山俊太郎君	太郎君
塙崎	恭久君	金田	勝年君
斎藤	静雄君	鎌田	要人君
鴻池	哲風君	倉田	祥鑑君
佐藤	文夫君	木宮	和彥君
沓掛	寛之君	大庭	嘉義君
清水嘉与子君	子君	田沢	貞敏君
関根	則之君	高木	正明君
鈴木	智治君	武見	敬三君
良雄君	基君	永田	常田
守重君	良雄君	中島	良雄君
成瀬	守重君	長峯	良雄君

西田 吉宏君
野間 起君
長谷川道郎君
駆 浩君
林 芳正君
平田 耕一君
保坂 三蔵君
前田 煮男君
松浦 孝治君
三浦 一水君
宮崎 秀樹君
守住 有信君
依田 智治君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
小林 元君
齋藤 勲君
菅野 久光君
角田 義一君
寺澤 芳男君
中尾 則幸君
前川 忠夫君
水島 裕君
本岡 和田
荒木 洋子君
魚住裕 昭次君
海野 義孝君
大久保直彦君

野沢	南野知恵子君	橋本	聖子君
畑	林田悠紀夫君	二木	秀夫君
大森	及川	三木	賢二君
牛嶋	峰崎	真鍋	功君
猪熊	円	溝手	顯正君
薬科	吉田	宮澤	弘君
吉田	直嶋	松村	龍二君
峰崎	平田	山本	太一君
正君	健二君	吉川	芳男君
君	泰子君	朝日	俊弘君
君	久之君	石田	美栄君
君	君	小島	勝也君
君	君	小山	峰男君
君	君	笛野	茂君
君	君	竹村	直子君
君	君	寺崎	慶三君
君	君	直嶋	昭久君
君	君	正行君	正行君

日程第三　被災者生活再建支援法案(清水達雄君
外六名建議)

一八
名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

贊成者氏名

一八二名

中原
爽君

永田
良雄君

魚住裕一郎君

牛嶠
正君

上田耕一郎君

緒方
靖夫

四

閣提出、衆議院送付(内)
日程第九 特許法等の一部を改正する法律案(内)

贊成者氏名

故

二

○○名

1

中原	長尾	猪崎	立子君	爽君	成瀬	長峯	永田
西田	吉宏君	泰昌君	泰昌君	基君	守重君	良雄君	良雄君
野間	赳君	長谷川道郎君	長谷川道郎君	惠君	烟	太三君	太三君
駢	浩君	立子君	立子君	惠君	林田悠紀夫君	南野知恵子君	南野知恵子君
林	芳正君	泰昌君	泰昌君	橋本	秀夫君	聖子君	聖子君
平田	耕一君	三藏君	三藏君	二木	賢二君	橋本	成瀬
保坂	前田	前田	前田	真鍋	功君	聖子君	守重君
松浦	松浦	松浦	松浦	松浦	龍二君	惠君	守重君
三浦	三浦	三浦	三浦	溝手	弘君	烟	長峯
宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	山本	芳勇君	林田悠紀夫君	太三君
守住	守住	守住	守住	吉澤	顯正君	南野知恵子君	南野知恵子君
依田	依田	依田	依田	朝日	俊弘君	聖子君	聖子君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	石田	美榮君	橋本	成瀬
伊藤基隆君	伊藤基隆君	伊藤基隆君	伊藤基隆君	小川	勝也君	聖子君	守重君
今泉昭君	今泉昭君	今泉昭君	今泉昭君	菅野	茂君	聖子君	長峯
岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	小島	慶三君	泰昌君	泰昌君
川橋幸子君	川橋幸子君	川橋幸子君	川橋幸子君	峰男君	貞子君	吉田	吉田
小林元君	小林元君	小林元君	小林元君	笛野	泰子君	之久君	之久君
齊藤勤君	齊藤勤君	齊藤勤君	齊藤勤君	竹村	昭久君	峰樹君	峰樹君
菅野久光君	菅野久光君	菅野久光君	菅野久光君	寺崎	泰行君	泰行君	泰行君
角田義一君	角田義一君	角田義一君	角田義一君	寺崎	健二君	健二君	健二君
寺澤芳男君	寺澤芳男君	寺澤芳男君	寺澤芳男君	平田	由子君	由子君	由子君
中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君	中尾則幸君	円	泰昌君	泰昌君	泰昌君
前川忠夫君	前川忠夫君	前川忠夫君	前川忠夫君	鈴	泰昌君	泰昌君	泰昌君
水島裕君	水島裕君	水島裕君	水島裕君	直嶋	泰昌君	泰昌君	泰昌君
本岡昭次君	本岡昭次君	本岡昭次君	本岡昭次君	平田	泰昌君	泰昌君	泰昌君
和田洋子君	和田洋子君	和田洋子君	和田洋子君	円	泰昌君	泰昌君	泰昌君
荒木清宣君	荒木清宣君	荒木清宣君	荒木清宣君	鈴	泰昌君	泰昌君	泰昌君

魚住裕一郎君	大久保直彦君	加藤修一君	木庭健太郎君	高野博師君	浜四津敏子君	益田洋介君	山本保君	赤桐操君	大脇雅子君	旦下部喜代子君	清水澄子君	谷本巍君	三重野栄子君	扇千景君	田阿曾田清君	田村秀昭君	都築譲君	永野茂門君	平野貞夫君	佐藤道夫君	山田俊昭君	水野誠一君	菅川健二君	石井一二君	松尾官平君
及川牛嶋	森禮子君	風間順郎君	白浜洋君	武田節子君	鶴岡潤一君	福本潤一君	松あきら君	渡辺孝男君	及川一夫君	梶原英夫君	村沢裕君	瀬谷志苦	田信也君	木暮山人君	泉高橋山人君	渡辺邦司君	井戸卓志君	戸田正治君	高橋令則君	都筑利吉君	平井邦司君	星野明市君	西川暁子君	堂本良三君	山崎力君
及川牛嶋	森禮子君	風間順郎君	白浜洋君	武田節子君	鶴岡潤一君	福本潤一君	松あきら君	渡辺孝男君	及川一夫君	梶原英夫君	村沢裕君	瀬谷志苦	田信也君	木暮山人君	泉高橋山人君	渡辺邦司君	井戸卓志君	戸田正治君	高橋令則君	都筑利吉君	平井邦司君	星野明市君	西川暁子君	堂本良三君	山崎力君
及川牛嶋	森禮子君	風間順郎君	白浜洋君	武田節子君	鶴岡潤一君	福本潤一君	松あきら君	渡辺孝男君	及川一夫君	梶原英夫君	村沢裕君	瀬谷志苦	田信也君	木暮山人君	泉高橋山人君	渡辺邦司君	井戸卓志君	戸田正治君	高橋令則君	都筑利吉君	平井邦司君	星野明市君	西川暁子君	堂本良三君	山崎力君
及川牛嶋	森禮子君	風間順郎君	白浜洋君	武田節子君	鶴岡潤一君	福本潤一君	松あきら君	渡辺孝男君	及川一夫君	梶原英夫君	村沢裕君	瀬谷志苦	田信也君	木暮山人君	泉高橋山人君	渡辺邦司君	井戸卓志君	戸田正治君	高橋令則君	都筑利吉君	平井邦司君	星野明市君	西川暁子君	堂本良三君	山崎力君

反対者氏名

阿部
幸代君

有備
正治君

一七名

平成十年四月二十四日

參議院會議錄第一二三號

六八

佐藤	坂野	泰三君
清水	達雄君	
下稻葉	新吉君	
末広	まさこ君	
木	貞敏君	
鈴木	閔根	則之君
高木	正明君	
武見	敬三君	
田沢	智治君	
中島	高木君	
永田	武見君	
當田	田沢君	
中島	高木君	
長峯	智治君	
成瀬	守重君	
野沢	太三君	
南野	知恵子君	
橋本	聖子君	
畠	惠子君	
林田	悠紀夫君	
二木	秀夫君	
真鍋	賢二君	
松浦	功君	
松村	聰二君	
鴻手	顯正君	
宮澤	弘君	
山本	一太君	
吉川	芳男君	
朝日	俊弘君	
石田	美栄君	
小川	勝也君	
萱野	茂君	
小島	慶三君	

清水嘉与子君
塙崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
鈴木 正孝君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
谷川 秀善君
坪井 一宇君
中原 爽君
長尾 立子君
横崎 泰昌君
西田 吉宏君
野間 趵君
長谷川道郎君
馳 浩君
林 芳正君
平田 耕一君
保坂 三藏君
前田 熱勇君
松浦 孝治君
三浦 一水君
宮崎 秀樹君
守住 有信君
依田 智治君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
岡崎トミ子君
今泉 昭君
川橋 幸子君
小林 元君

小山	峰男君	笛野	貞子君	平田	健二君	竹村	泰子君	円	より子君	吉田	之久君	峰崎	直継君	寺崎	昭久君	円	より子君	吉田	之久君	峰崎	直継君	寺崎	昭久君	
橋本	敦君	藤井	渡辺	立木	有輔	緒方	英夫君	瀬谷	志苦	梶原	及川	渡辺	松	福本	潤君	鶴岡	武田	大森	風間	牛嶋	及川	順郎君	重二君	正君
橋本	敦君	藤井	渡辺	立木	有輔	緒方	英夫君	瀬谷	志苦	梶原	及川	渡辺	松	福本	潤君	鶴岡	武田	大森	風間	牛嶋	及川	順郎君	重二君	正君
橋本	敦君	藤井	渡辺	立木	有輔	緒方	英夫君	瀬谷	志苦	梶原	及川	渡辺	松	福本	潤君	鶴岡	武田	大森	風間	牛嶋	及川	順郎君	重二君	正君
橋本	敦君	藤井	渡辺	立木	有輔	緒方	英夫君	瀬谷	志苦	梶原	及川	渡辺	松	福本	潤君	鶴岡	武田	大森	風間	牛嶋	及川	順郎君	重二君	正君

菅藤	菅野	菅野	久光君
筆坂	角田	角田	義一君
秀世君	寺澤	寺澤	芳男君
	中尾	中尾	則幸君
	前川	前川	忠夫君
	水島	水島	裕君
	本岡	本岡	昭次君
	和田	和田	洋子君
	荒木	荒木	清寛君
	海野	海野	義孝君
	大久保直彦君	大久保直彦君	
	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	
	高野	高野	博師君
	木庭健太郎君	木庭健太郎君	
	統	統	訓弘君
	浜四津敏子君	浜四津敏子君	
	益田	益田	洋介君
	山本	山本	保君
	赤桐	赤桐	操君
	大脇	大脇	雅子君
	旦下福代子君	旦下福代子君	
	清水	清水	澄子君
	谷本	谷本	巍君
	三重野栄子君	三重野栄子君	
	山本	山本	正和君
	阿部	阿部	幸代君
	西山登紀子君	西山登紀子君	
	等井	等井	亮君
	須藤美也子君	須藤美也子君	

贊成者氏名

日程第一〇　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第一一 特定公共電気通信システム開発に関する法律案(内閣提出)

反对者氏名

吉川	芳生君	山下	春子君
泉	信也君	木暮	山人君
高橋	令則君	戸田	邦司君
平井	卓志君	星野	朋市君
西川	きよよし君	水野	誠一君
岩瀬	良三君	矢田部	理君
山崎	力君	武田邦太郎君	

吉岡 阿曾田 吉賀君
扇 千景君
田村 秀昭君
都築 謙君
永野 茂門君
平野 大君
佐藤 道大君
山田 俊昭君
栗原 君子君
山口 哲夫君
菅川 一二君
石井 官平君
松尾

芦尾	井上	長司君	二〇一名
石井	道子君		
石渡	清元君		
岩井	國臣君		
上杉	光弘君		
浦田	勝君		
尾辻	秀久君		
大木	浩君		
太田	豊秋君		

岡部	三郎君	利定君
鹿熊	安正君	
片山虎之助君	邦茂君	
金本	龜谷	博昭君
北岡	秀二君	
国井	正幸君	
小山	孝雄君	
佐々木	満君	
坂野	重信君	
佐藤	泰三君	
下橋葉耕吉君	達雄君	
末広まさき君	自敏君	
銭木	田沢	智治君
関根	高木	正明君
武見	敬三君	
常田	享詳君	
中島	眞人君	
永田	良雄君	
長峯	基君	
成瀬	守重君	
野沢	太三君	
南野知恵子君		
林田悠紀夫君		
二木	秀夫君	
真鍋	賢二君	
松浦	功君	
橋本	聖子君	
畠	惠君	

狩野 景山俊太郎君
金田 勝年君
鐵田 木宮
要人君
大宮和彦君
堀田 沢掛
哲男君
倉田 寛之君
鴻池 眞理君
佐藤 静雄君
斎藤 文夫君
清水嘉与子君
塩崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
正孝君
田浦 直君
鈴木 公平君
田村 松君
坪井 秀善君
谷川 祐君
中原 一宇君
長尾 立子君
橋崎 泰昌君
西田 爽君
野間 吉宏君
長谷川道郎君
平田 起君
駒林 浩君
保坂 耕一君
前田 黨男君
松浦 孝治君

官 報 (号 外)

平成十年四月二十四日 参議院会議録第二十三号

投票者氏名

三浦	宮崎	秀樹君
守住	依田	智治君
有信君	吉村剛太郎君	
宮崎トミ子君	今泉	昭君
川橋	伊藤	基隆君
幸子君	小林	元君
齋藤	勤君	
皆野	久光君	
角田	義一君	
寺澤	芳男君	
中尾	則幸君	
前川	忠夫君	
水島	裕君	
本岡	昭次君	
海野	義孝君	
和田	洋子君	
荒木	清宣君	
魚住裕	一郎君	
加藤	修一君	
木庭健太郎君		
高野	博師君	
大久保重彦君		
浜四津敏子君		
益田		
洋介君		
山本		
操君		
赤桐		
雅子君		
大脇		
保君		
日下部禮代子君		

賛成者氏名	反対者氏名	日程第一二 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
阿部 正俊君	井上 吉夫君	志吉 澄谷 田 村沢 渡邊 有効 緒方 聽溝 立木 橋本 山下 吉川 泉 木暮 高橋 戸田 平井 星野 田中 星野 田中 水野 岩瀬 山崎 武田邦太郎君
芦尾 長司君	一八一名	英行君 牧君 洋君 敦君 春子君 信也君 山人君 令則君 邦司君 隼志君 朋市君 西川きよし君 輿村 展三君 矢田部 理君 誠一君 岩瀬 良三君 力君 武田邦太郎君
井上 吉夫君	○名	田英夫君 四郎君 靖夫君 弘君 上田耕一郎君 阿部 幸代君 谷本 澄君 三重野栄子君 山本 正和君 阿部 幸代君 阿曾田 清君 扇 千景君 都築 讓君 田村 秀昭君 永野 茂門君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 山田 俊昭君 堂本 栗原 君子君 山口 哲夫君 曽川 健二君 石井 一二君 宮原君

石渡	道子君	岩井	清元君	大河原太一郎君	國臣君	上野	海老原義矩君
岡	利定君	岡部	三郎君	鹿熊	安正君	大島	慶久君
岡	國井	龜谷	博昭君	北岡	秀二君	北岡	邦茂君
岡	佐々木	佐藤	泰三君	小山	孝雄君	中島	真人君
野沢	常田	武見	敬三君	鈴木	貞敏君	高木	智治君
長峯	中島	閑根	則之君	田沢	達雄君	田沢	正明君
成瀬	永田	鈴木	吉君	未広	下稻葉耕吉君	未広	まきこ君
太三君	基君	武見	敬三君	まきこ	君	まきこ	君

長谷川道郎君 駆 浩君
芳正君 三藏君
耕一君
保坂 前田 松浦 三浦 一水君
宮崎 秀樹君
守住 有信君
依田 智治君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
小林 元君
齋藤 劍君
菅野 久光君
角田 義一君
寺澤 芳男君
中尾 幸君
前川 忠夫君
水島 榎君
本岡 昭次君
和田 洋子君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
加藤 修二君
木庭健太郎君
大久保直彥君
海野 義孝君

橋本 畑
南野知恵子君 聖子君
林田悠紀夫君 煙
二木 松浦 真鍋
松村 溝手 宮澤
山本 吉川 朝日 石田
一太君 弘君 芳男君 俊弘君
芳美君 美榮君
勝也君 茂君 慶三君
峰男君 貞子君 泰子君
直樹君 昭久君 健二君
正行君 年より子君
直樹君 之久君 健二君
猪熊 牛嶋 吉田 年
大森 及川 峰崎 年
風間 一良君 重二君
白浜 一良君 正君
越智君 順郎君
禮子君

反対者氏名
日程第一二
る法律案(内閣
賛成者氏名

高速自動車国道
提出)

法等の一部

○名

田程第一 高速自動車国道法等の一部を改正する

反对者氏名

名

平成十年四月二十四日 参議院会議録第一二二四

投票者氏名

七

官 報 (号 外)

反对者氏名	水野 誠君	栗原 君子君	奥村 展三君
	矢田部 理君	山口 哲夫君	
	岩瀬 良三君	菅川 健二君	
武田邦太郎君	山崎 力君	石井 一二君	松尾 宣平君

日程第一四　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

二〇〇名

平成十年四月二十四日 参議院会議録第二十三号

投票者氏名

坂野	清水 達雄君
佐藤	下稻葉耕吉君
泰三君	末広まさき君
鈴木	貞敏君
関根	則之君
田沢	智治君
高木	正明君
武見	敬三君
當田	享詳君
中島	眞人君
永田	良雄君
長峯	基君
成瀬	守重君
野沢	太三君
橋本	聖子君
畑	恵君
林田悠紀夫君	
二木	秀夫君
真鍋	賢二君
松浦	功君
松村	龍二君
溝手	顯正君
宮澤	弘君
山本	
吉川	
朝日	
石田	
小川	
吉川	
萱野	芳男君
朝日	俊弘君
小島	
勝也君	
茂君	
慶三君	美栄君

清水景与子君
塙崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
鈴木 正孝君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
谷川 秀善君
坪井 一字君
中原 爽君
長尾 立子君
橋崎 泰昌君
西田 吉宏君
野間 起君
長谷川道感君
駆 駆 浩君
林 芳正君
平田 耕一君
保坂 三藏君
前田 熟男君
松浦 孝治君
三浦 一水君
宮崎 秀樹君
守住 有信君
依田 智治君
吉村剛太郎君
岡崎トミ子君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
川橋 幸子君
小林 元君

小山	笛野	竹村	寺崎	昭久君	泰子君	峰男君
直嶋	平田	健二君	円	より子君		
	峰崎	直樹君				
	吉田	之久君				
	峰崎	満治君				
	吉田	猪熊	重一君			
	峰崎	藝科	正君			
	吉田	牛嶋	順郎君			
	峰崎	及川	大森	祐君		
	吉田	風間	白浜	一良君		
	峰崎	大森	武田	節子君		
	吉田	鶴岡	福本	潤一君		
	峰崎	渡辺	松	あきら君		
	吉田	及川	一夫君	孝男君		
	峰崎	梶原	谷本	敬義君		
	吉田	清水	谷本	澄子君		
	峰崎	三重野	三重野	栄子君		
	吉田	山本	山本	正和君		
	峰崎	阿部	阿部	幸代君		
	吉田	上田耕一郎君	上田耕一郎君			
	峰崎	笠井	笠井	亮君		
	吉田	須藤	須藤	美也子君		
	吉田	西山登紀子君	西山登紀子君			

菅原	角田	寺澤	前川	水島	本岡	和田	荒木	魚住裕一郎君	海野義孝君	大久保直彦君	加藤修一君	木庭健太郎君	高野訓弘君	浜四津敏子君	益田洋介君	山本赤桐	赤桐操君	瀬谷英行君	田中雅子君	村沢英夫君	渡辺牧君	緒方靖夫君	立木四郎君	聽溝敦君	橋本芳生君	山下洋君
義男君	久光君	勤君	幸君	裕君	次君	洋子君	清寛君	一郎君	義孝君	直彦君	修一君	健太郎君	訓弘君	敏子君	洋介君	保君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	
寺澤	前川	水島	本岡	和田	荒木	魚住裕一郎君	海野義孝君	大久保直彦君	加藤修一君	木庭健太郎君	高野訓弘君	浜四津敏子君	益田洋介君	山本赤桐	赤桐操君	瀬谷英行君	田中雅子君	村沢英夫君	渡辺牧君	緒方靖夫君	立木四郎君	聽溝敦君	橋本芳生君	山下洋君		
芳男君	久光君	勤君	幸君	裕君	次君	洋子君	清寛君	一郎君	修一君	健太郎君	訓弘君	敏子君	洋介君	保君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君		
寺澤	前川	水島	本岡	和田	荒木	魚住裕一郎君	海野義孝君	大久保直彦君	加藤修一君	木庭健太郎君	高野訓弘君	浜四津敏子君	益田洋介君	山本赤桐	赤桐操君	瀬谷英行君	田中雅子君	村沢英夫君	渡辺牧君	緒方靖夫君	立木四郎君	聽溝敦君	橋本芳生君	山下洋君		

吉岡	阿曾田	扇	千景君	清君
吉興君	清田	田村	秀昭君	
吉川	永野	都築	讓君	
木暮	平野	茂門君		
信也君	佐藤	貞夫君		
高橋	山田	道夫君		
令則君	水野	山田	俊昭君	
戸田	矢田部	水野	誠一君	
邦司君	岩瀬	矢田部	理君	
平井	良三君	岩瀬	良三君	
星野	山崎	山崎	力君	
明市君	武田邦太郎君	武田邦太郎君		
奥村				
西川きよし君				
栗原				
山口				
平志君				
春子君				
春子君				

七ページ四段十八行の「次に」、「からは別行」とする
はずの誤り。

官 報 (号 外)

平成十年四月十四日 参議院会議録第一二三号

第明治
三十五年三月三十日可印

発行所
二東京一〇五一八四四五二丁目
大蔵省印刷局
電話
03 (3887) 4294
定価
(本体
配送
料
三二五〇〇円
別冊)